

ほっと福祉プラン 21

(令和6年度～令和8年度)

高岡市高齢者保健福祉計画 高岡市介護保険事業計画

高 岡 市

は じ め に

本計画期間中には、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025 年(令和7年)を迎えることとなります。全国の高齢化率は令和 5 年 9 月現在 29.1%であり、本市の高齢化率は33.8%であることから、全国を上回るペースで高齢化が進んでいます。

今後、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々な要介護高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。また、高齢者の就業状況については、就業率が全国的に年々上昇しており、これまでの高齢者を取り巻く環境も変化しています。

これまで、第 6 期及び第 7 期計画期間中においては、地域包括ケアシステムの「仕組みづくり」、「人づくり」を進め、第8期計画では、地域包括ケアシステムを推進する「地域力」を高めることを基本方針に各種施策に取り組んできました。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に深化させていくことが重要であり、第 9 期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「丸ごとつながり自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げます。

第9期計画では、2040 年等の中長期を見据えた視点に立って、「つながり」をキーワードに、これまでの人と人との顔が見える対面によるつながりを大事にしながらも、新たにデジタル技術、具体的には市独自の TAKAOKA アプリや ICT ツール等を活用し、住民・医療・介護・行政等が速やかにつながり、より効率的かつ効果的に支援できる体制を確立します。そして、介護職員の業務負担軽減を図ることにより、介護人材の確保にもつなげ、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを更に深化させることを目指します。

高齢者の皆様一人ひとりが自ら望む生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく安心して暮らせるまちづくりを全力で進めてまいります。

終わりに、第 9 期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、パブリックコメントなどを通して参画をいただいた皆様、並びに熱心にご審議を賜りました協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただいたすべての皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

高岡市長 角田 悠紀

第1編 序論

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格、法令等の根拠	3
3 基本理念	3
4 第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント	4
5 計画期間	5

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高岡市の人口構造、高齢者の状況など

(1) 高岡市の人口構造	6
(2) 高齢者人口の推移	7
(3) 高齢者のいる世帯の状況	8
(4) 認知症高齢者の状況	8
(5) 高齢者等の就業率	9
(6) 高齢者を対象としたニーズ調査の結果	9
(7) 日常生活圏域	10

2 介護保険対象サービスの実施状況

(1) 要介護認定の状況	11
(2) 居宅・地域密着型・施設別の介護サービス利用量	12
(3) サービス受給者の状況	13
(4) サービス種類別給付額の状況	16

3 被保険者数及び要介護認定者数の今後の見通し(将来推計)

(1) 被保険者数の推計	19
(2) 要介護認定者数の推計	21

第3章 第9期計画の重点事業について

1 2040年等中長期を見据えた計画の策定	22
2 第9期計画における課題と施策の方向性および重点事業について	23

■施策の体系	26
--------	----

第2編 計画の内容

I 健康づくり・介護予防・認知症予防施策の充実・推進

- 1 元気なときからの健康づくり・フレイル予防
 - (1) 介護予防・フレイル予防…………… 29
 - (2) 社会参加と生きがいづくり…………… 31
- 2 個人の身体の状態に応じた介護予防・フレイル予防
 - (1) 介護予防・日常生活支援サービス等の充実…………… 31
 - (2) 介護予防支援の質の向上…………… 33
- 3 認知症についての正しい知識の普及啓発と予防
 - (1) 認知症の理解者の増加…………… 33
 - (2) 認知症の予防…………… 34

II 安心して在宅生活を送るための支援

- 1 在宅生活を支援する相談・支援体制の強化
 - (1) 相談機能の強化(困りごとを丸ごと受け止めつなぐ)…………… 37
 - (2) 医療、介護の連携強化…………… 38
 - (3) 在宅生活支援サービス…………… 39
- 2 安心して暮らすための環境づくり
 - (1) 高齢者の権利擁護の推進…………… 40
 - (2) 高齢者の住まい…………… 41
 - (3) 非常災害時の体制整備・支援…………… 41
- 3 認知症の早期発見・対応、家族支援
 - (1) 認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応…………… 42
 - (2) 認知症の方及び家族への支援の強化…………… 43

III 支え合う地域づくり

- 1 地域の見守りや声かけ活動の推進
 - (1) 地域の見守りや声かけの充実…………… 46
- 2 生活支援体制の充実
 - (1) 生活支援体制整備事業の拡充…………… 47
 - (2) 地域ケア会議の推進…………… 48

3 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援	
(1) 認知症バリアフリーの推進	49

IV 介護保険サービスの適正な運営

1 適切な介護サービスの提供	
(1) 介護サービス基盤整備	51
(2) 介護サービス事業所の質の確保	52
2 介護給付の適正化(介護給付費適正化計画)	
(1) 介護給付適正化事業の充実	53
(2) ケアマネジメントの質の向上	54
3 人材確保および業務の効率化	
(1) 介護人材の確保	55
(2) 業務の効率化、負担軽減	56

第3編 第9期介護保険事業計画の事業費及び保険料

1 第8期介護保険事業計画期間の収支状況	58
2 令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の所得段階別保険料額	59
3 第9期介護保険事業計画における給付費の見込み	60
4 保険料算定給付費	63
5 第1号被保険者の保険料の算出	64
6 第1号被保険者の保険料基準額	65
7 第1号被保険者保険料の軽減等	67
8 第9期介護保険事業計画期間の収支見込	68

資料編

計画の策定経過、委員名簿、用語解説

第1編 序論

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本の65歳以上人口の総人口に占める割合は、年々増加しており、総務省公表の人口推計では全国の高齢化率は令和5年9月現在29.1%※であり、本市の高齢化率は33.8%であることから、全国を上回るペースで高齢化が進んでいます。

本計画期間中には、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えることになり、更にその先を展望すると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には、高齢化が一層進展し、医療・介護双方のニーズを必要とする高齢者の増加が見込まれるなど、介護等のサービス需要が更に増加・多様化することが予想されます。

一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となるなど、高齢者を取り巻く状況は一層厳しくなると考えられており、社会情勢に対応した総合的な高齢者施策の推進が求められています。

さらに、都市部と地方で高齢化の進み方が大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標、優先順位を検討した上で、計画に定めることが重要になってきます。

本市では、これまで2025年、2040年を見据え、地域包括ケアシステムの仕組みづくり、人づくり、そして地域包括ケアシステムを推進する地域力を高めることを基本方針に掲げ、各種施策に取り組んできました。

本計画では、2040年等の中長期を見据えた視点から、これまで第6期計画(H27～29)以降構築してきた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や、複雑・複合化した問題を抱える世帯の増加、医療・介護分野の人材不足、地域の担い手不足などに対応するため、これまでの人と人との顔が見えるつながり方に新たなデジタル技術を加え、ICT等の活用による業務効率化、医療・介護分野の専門職の連携の推進、そして住民が主体的に介護予防や生活支援に関わっていただける体制づくりを進めていきます。

※出典:「人口推計」(総務省統計局)

2 計画の性格、法令等の根拠

本市の高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づくすべての高齢者を対象とした老人福祉計画であり、老人福祉サービスや高齢者の介護予防、健康の増進に資するための基本的な政策目標を設定し、その実現のために取り組むべき施策を定めるもので、その内容において介護保険事業計画を包含するものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づく介護の必要な高齢者等を対象とした計画であり、介護保険の適正な給付を目指し、要介護認定者数の推計等を踏まえ介護保険サービスの必要量の見込等を定めるものです。

3 基本理念

高齢者のみの世帯、単身世帯の増加により、家庭や地域だけでは解決できない、複雑化・複合化したケースが増加しています。このような問題に対し、住民(地域)・医療・介護・行政等がつながり対応していくことが必要です。

医療・介護現場においては、オンライン会議や介護記録の電子化、多職種の連携ツール(ICT)の導入等デジタル化を推進することで、業務の効率化や専門職の負担軽減を図り、持続可能な医療・介護の提供体制を確保していきます。

また、高齢者においては、感染症予防のため外出を自粛する方が増える一方で、スマートフォンの利用者が増加するなど、デジタル技術を活用した新しいつながり方が広がっています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で希薄化したつながりをつなぎ直すとともに、新たなつながり(TAKAOKAアプリやICTツール等)を活用することで、つながり、ひろがった支援・選択肢の中から一人ひとりが望む生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく安心して暮らせるまちを目指します。

【基本理念】

丸ごとつながり 自分らしく暮らせるまちづくり

地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組み

4 第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための
医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

5 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

この計画の初年度から3年が経過する令和8年度中に、それまでの給付実績等をもとに見直し、新たに令和9年度を初年度とする3年間の計画を策定します。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高岡市の人口構造、高齢者の状況など

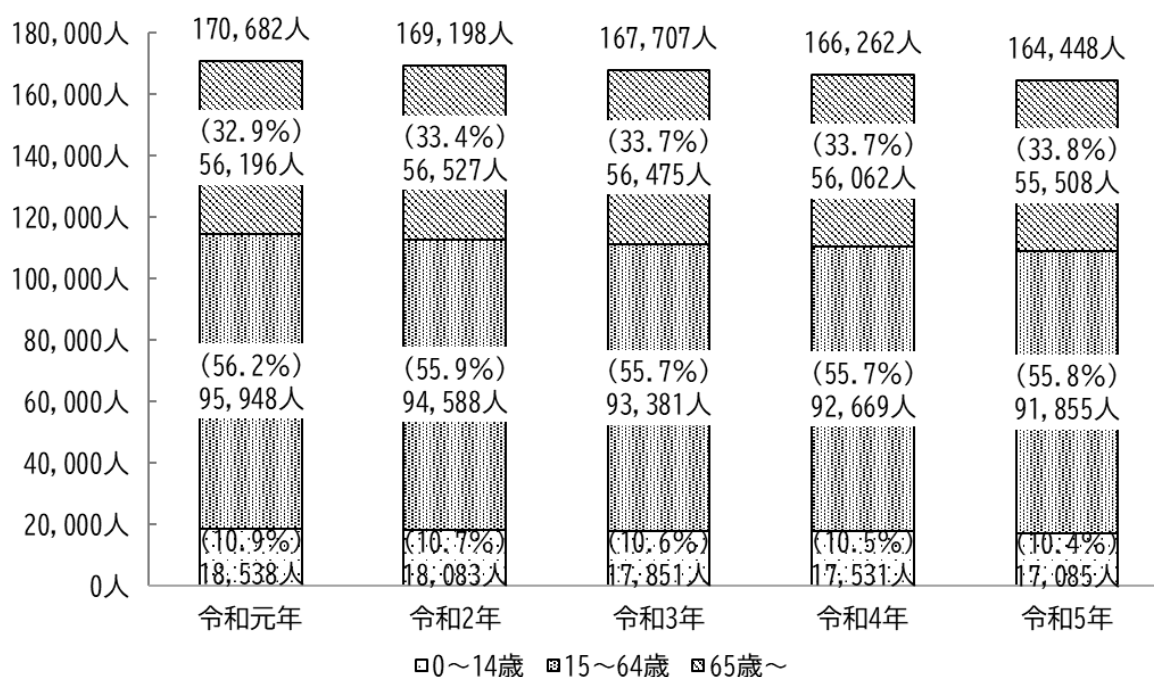
(1) 高岡市の人口構造

本市の総人口は、令和元年の170,682人から令和5年には164,448人、5年間で6,234人減少しています。

これを年齢別でみると、年少人口や生産年齢人口は減少しています。高齢者人口については、令和2年までは増加し続けていましたが、令和3年以降減少に転じており、令和元年から令和5年までの5年間で688人(1.2%)減少しています。

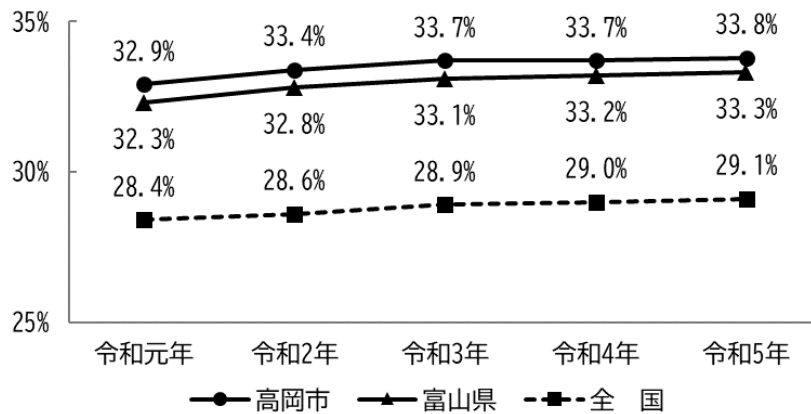
また、本市の高齢化の状況は、全国と比較しても高い割合となっており、急速に高齢化が進んでいることがうかがえます。

〔高岡市の人口構造〕



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

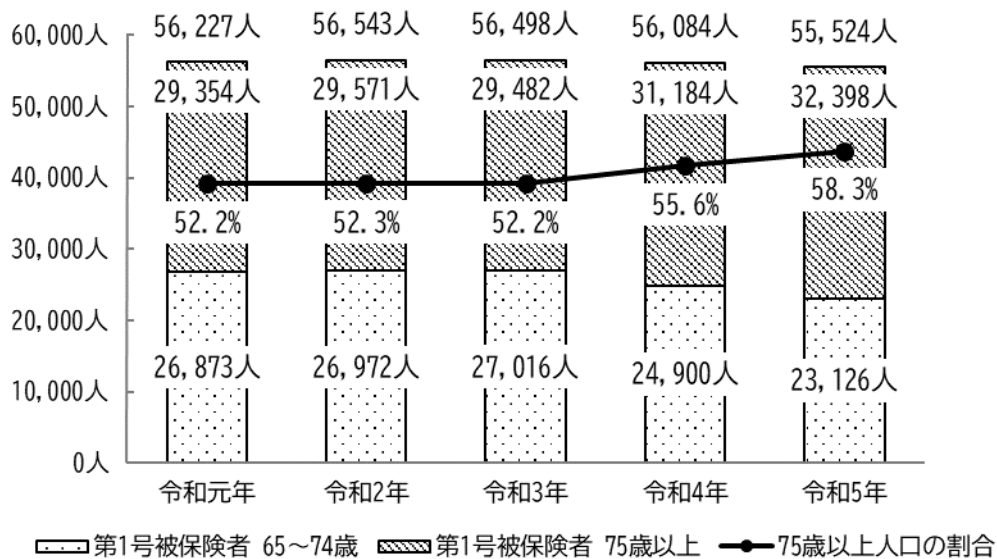
(参考)高齢化率の推移



全国数値: 総務省統計局「推計人口」年報及び月報 富山県: 富山県人口移動調査

(2) 高齢者人口の推移(第1号被保険者)

第1号被保険者(65歳以上)全体の人口は、令和2年から令和3年を境に減少に転じていますが、75歳以上の後期高齢者は増加し続けています。

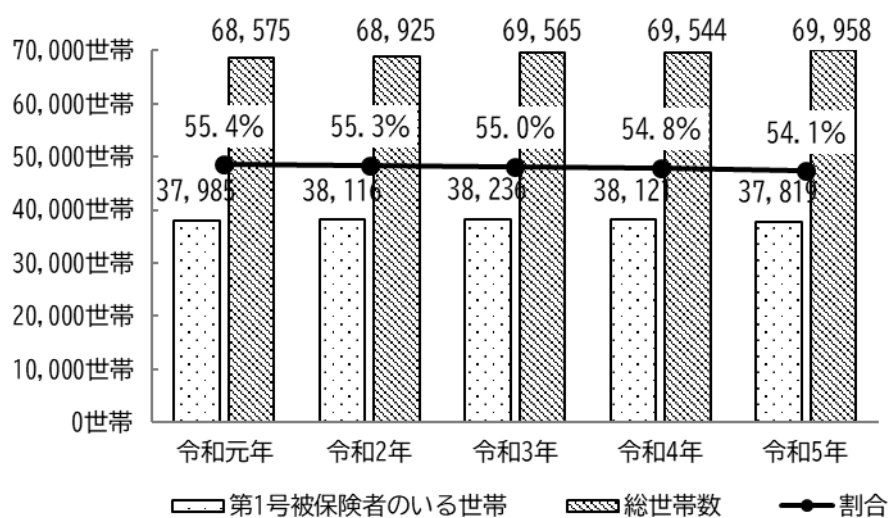


資料: 介護保険事業状況報告(月報)(各年10月1日現在)

※ 第1号被保険者には、他市町村の施設に入所、入居している住所地特例者を含むため、6頁の高齢者人口と異なる。

(3) 高齢者のいる世帯の状況

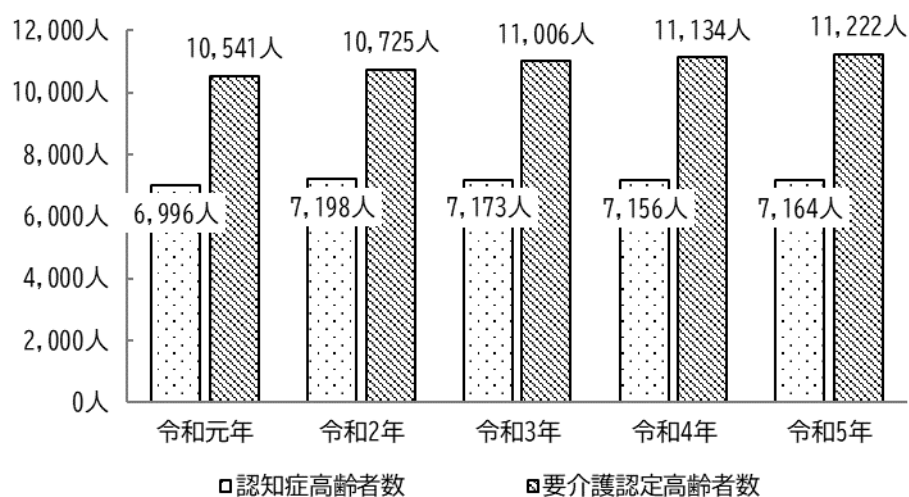
総人口が減少傾向にある中で総世帯数は増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進んでいることがうかがえます。このような状況において、65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯、高齢単身世帯はますます増加していくことが予測されます。



資料：総世帯数 住民基本台帳

第1号被保険者世帯数 介護保険事業状況報告(年報)(各年3月31日現在)

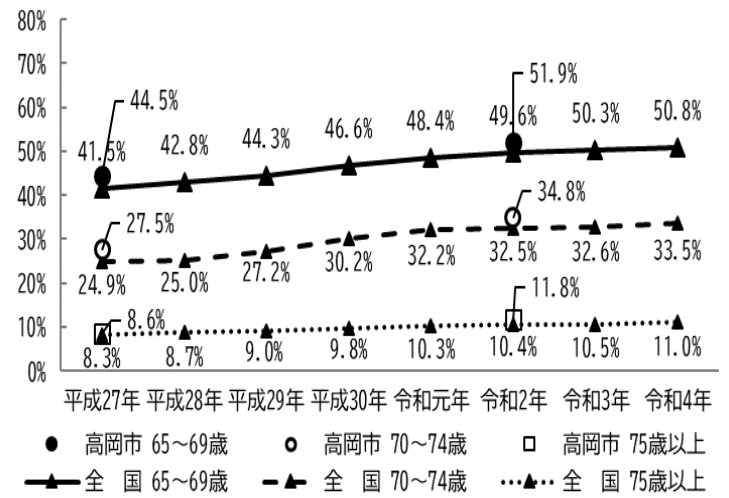
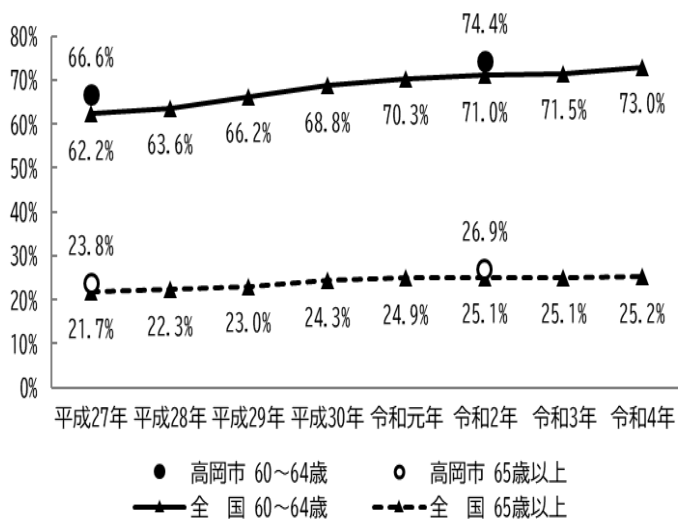
(4) 認知症高齢者の状況



(各年3月31日現在、※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者)

(5) 高齢者等の就業率

60歳以上の方の就業率は年々上昇しており、とりわけ75歳未満において、上昇幅が大きくなっています。



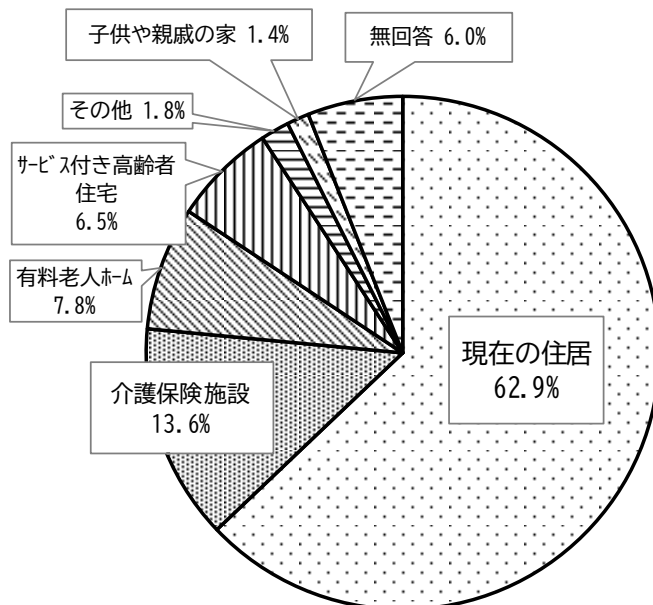
※就業率は60～64歳または65歳以上人口に占める就業者の割合

※就業率は各年齢階級の人口に占める就業者の割合

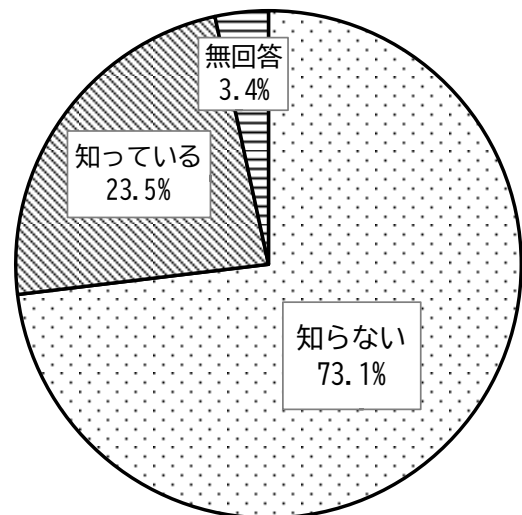
総務省統計局「労働人口調査」、高岡市統計書(各年10月1日現在)

(6) 高齢者を対象としたニーズ調査の結果

○身体が弱ってきたときに希望する住まいについて



○認知症に関する相談窓口について



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和5年1月10日～2月24日実施)

(7) 日常生活圏域

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で介護サービスを利用できるようにするため、人口(特に高齢者人口)・面積・地理的条件等を踏まえ、概ね中学校区の単位で市域を 11 区分した「日常生活圏域」を主眼に置いてサービス配置・提供を行っていくこととします。

《日常生活圏域・地域包括支援センター》

◎は地域包括支援センターの場所



(人、%)

センター名(日常生活圏域)	人口	高齢者人口	高齢化率
①伏木・太田地域包括支援センター	11,802	5,014	42.5
②守山・二上・能町地域包括支援センター	16,059	5,192	32.3
③牧野地域包括支援センター	9,577	2,881	30.1
④横田・西条・成美地域包括支援センター	18,672	7,041	37.7
⑤野村地域包括支援センター	17,864	4,781	26.8
⑥高陵・下関地域包括支援センター	20,941	6,472	30.9
⑦博労・川原地域包括支援センター	8,627	3,541	41.0
⑧木津・福田・佐野・二塚地域包括支援センター	17,695	5,620	31.8
⑨国吉・五位地域包括支援センター	12,607	4,485	35.6
⑩戸出・中田地域包括支援センター	18,577	6,287	33.8
⑪福岡地域包括支援センター	12,027	4,194	34.9

資料：住民基本台帳(令和5年9月30日現在)

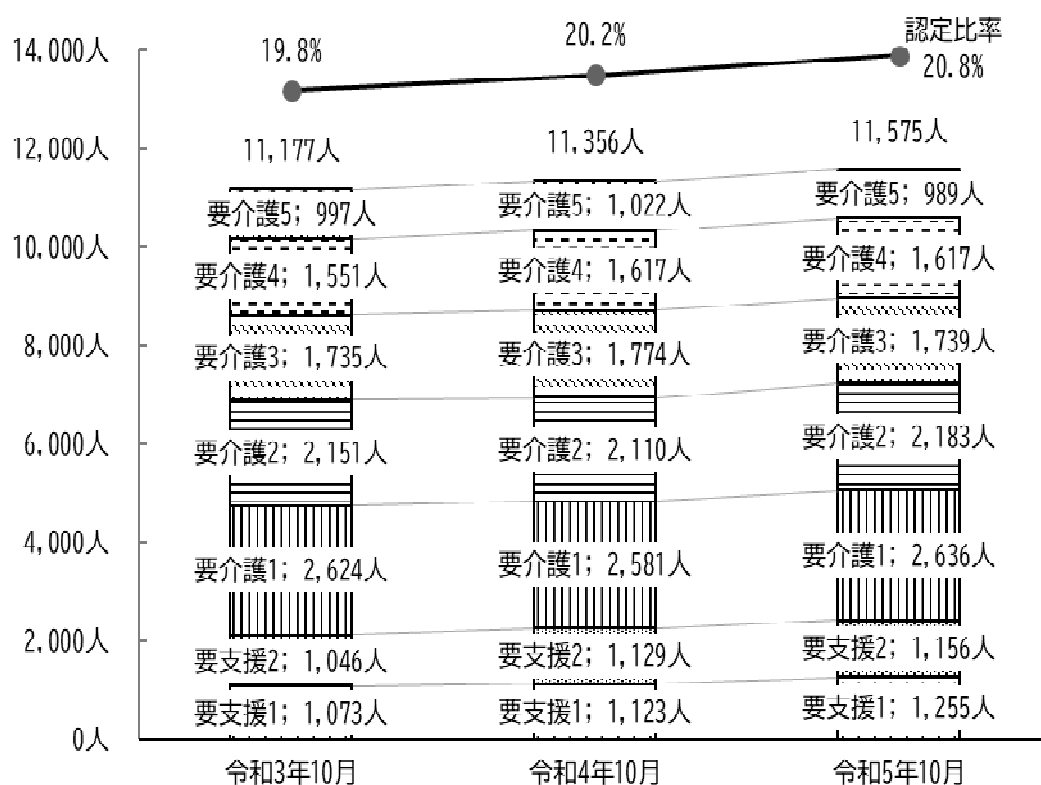
2 介護保険対象サービスの実施状況

(1) 要介護認定の状況

第1号被保険者の要支援・要介護認定の状況をみると、認定者数は、令和3年10月の11,177人から令和5年10月には11,575人と増加しています。また、第1号被保険者に占める割合である認定率は19.8%から20.8%と増加しています。

介護度別では、令和3年から令和4年にかけて要介護1・要介護2、令和4年から令和5年にかけて要介護3・要介護5で認定者が減少しているものの、全体的に増加傾向にあります。

〔要介護認定の状況〕



資料:介護保険事業状況報告(月報)

要支援…介護保険の対象者で要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人等

介護保険の介護予防サービスと市が行う介護予防・日常生活支援総合事業(31頁参照)を利用可能

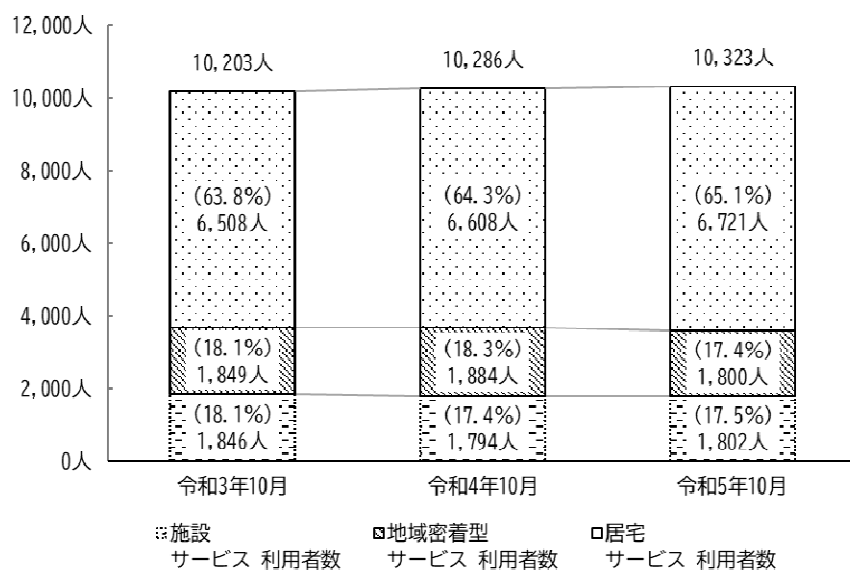
要介護…介護保険のサービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人等

介護保険の介護サービスを利用可能

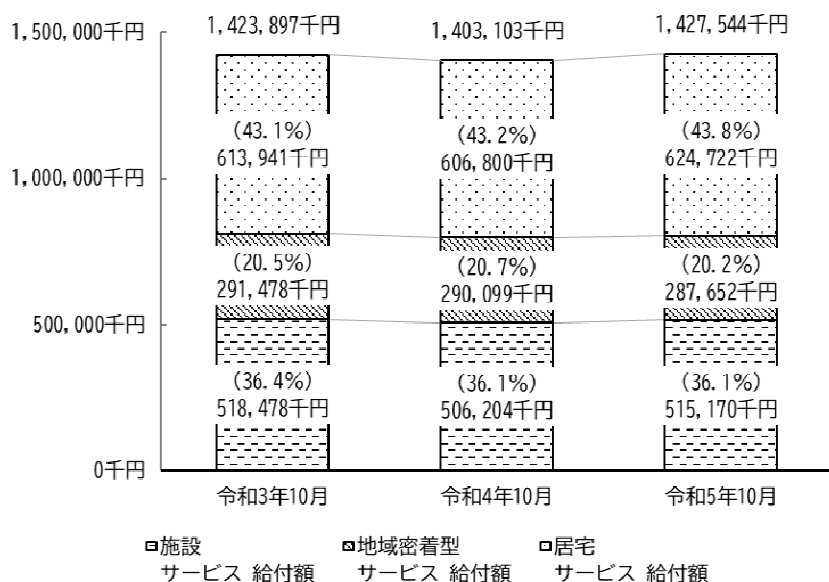
(2) 居宅・地域密着型・施設別の介護サービス利用量

令和3年から令和5年における利用者の伸び率は、居宅サービスは 103.3%、地域密着型サービスは 97.3%となっています。一方で、施設サービス利用者は 97.6%と居宅サービスに比べて低くなっていることから、全体として在宅中心の介護サービスへの移行が進んでいることがうかがえます。

〔居宅・地域密着型・施設別介護サービス利用者数〕



〔居宅・地域密着型・施設別介護サービス給付額〕



資料:介護保険事業状況報告(月報)

※介護予防サービスを含む。また、居宅サービスには居宅介護(予防)支援費を含む。

(3) サービス受給者の状況

○ 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス利用実績(人数・給付費)

居宅サービスの令和3年度から令和5年度にかけての利用人数をみると、特に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用者が多いことがわかります(表中①)。

地域密着型サービスにおいては、第8期計画期間中整備が進んだため、看護小規模多機能型居宅介護の利用者が大きく増加していますが(表中②)、他のサービスは概ね横ばいで推移しています。

施設サービスでは、介護療養型医療施設から介護医療院への転換が進んだことがわかります(表中③)。

〔居宅サービス利用実績(人数・給付費)〕

サービスの種類	利用人数(月平均)			1人1月当たりの給付費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	1,378人	1,445人	1,411人	72,707円	72,705円	73,025円
訪問入浴介護	123人	135人	134人	55,887円	51,688円	52,368円
訪問看護	720人	754人	774人	38,342円	37,910円	37,924円
訪問リハビリテーション	204人	200人	193人	27,155円	27,732円	29,038円
居宅療養管理指導	544人	603人	653人	5,767円	5,926円	6,246円
通所介護	2,618人	2,632人	2,647人	71,372円	69,294円	70,899円
通所リハビリテーション	665人	648人	620人	62,200円	59,904円	63,040円
短期入所生活介護	813人	778人	791人	92,828円	90,543円	93,150円
短期入所療養介護	81人	71人	66人	110,614円	108,128円	100,707円
福祉用具貸与	4,470人	4,633人	4,669人	11,594円	11,896円	11,826円
福祉用具購入	71人	70人	72人	21,320円	22,772円	23,280円
住宅改修	56人	53人	49人	86,885円	86,086円	84,692円
特定施設入居者生活介護	53人	59人	64人	163,669円	176,268円	177,463円
居宅介護支援・介護予防支援	6,006人	6,111人	6,090人	13,605円	13,555円	13,469円

〔地域密着型サービス利用実績(人数・給付費)〕

サービスの種類	利用人数(月平均)			1人1月当たりの給付費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	76人	89人	86人	128,296円	132,969円	130,739円
地域密着型通所介護	633人	632人	637人	63,677円	61,645円	64,607円
認知症対応型通所介護	273人	289人	266人	102,995円	103,813円	111,621円
小規模多機能型居宅介護	325人	279人	270人	203,072円	207,014円	211,690円
認知症対応型共同生活介護	455人	450人	448人	252,676円	256,554円	255,755円
地域密着型介護老人福祉施設	98人	99人	98人	282,182円	280,497円	282,681円
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	20人	50人	62人	212,181円	235,485円	238,952円

〔施設サービス利用実績(人数・給付費)〕

サービスの種類	利用人数(月平均)			1人1月当たりの給付費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	1,033人	1,014人	1,018人	262,327円	263,459円	262,732円
介護老人保健施設	613人	608人	598人	287,705円	289,979円	286,522円
介護療養型医療施設	25人	6人	2人	349,598円	343,073円	322,189円
介護医療院	173人	182人	183人	372,593円	383,424円	381,513円

③

資料:介護保険事業状況報告(月報)

※令和3・4年度は、年間の平均。令和5年度は、4～9月の平均。

○ 居宅・地域密着型・施設別サービス利用実績(人数)

居宅サービスや地域密着型サービスは、要介護認定者の増加に伴って毎年利用者が増加しています。

介護度別にみると、居宅サービスでは、特に要介護1・2の利用者が多くなっています(表中①)。また、地域密着型サービスでは、要介護1～4の利用者が多くなっており(表中②)、施設サービスでは、要介護3以上の利用者が多くなっています(表中③)。

〔居宅・地域密着型・施設別サービス利用実績(人数)〕

区分		令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
居宅サービス	要支援1	323人	320人	360人
	要支援2	502人	516人	521人
	要介護1	2,030人	1,980人	2,021人
	要介護2	1,746人	1,745人	1,802人
	要介護3	1,056人	1,096人	1,092人
	要介護4	587人	637人	627人
	要介護5	264人	314人	298人
	合計	6,508人	6,608人	6,721人
地域密着型サービス	要支援1	6人	9人	3人
	要支援2	18人	4人	4人
	要介護1	486人	488人	484人
	要介護2	560人	528人	525人
	要介護3	432人	474人	416人
	要介護4	233人	257人	241人
	要介護5	114人	124人	127人
	合計	1,849人	1,884人	1,800人
施設サービス	要支援1	0人	0人	0人
	要支援2	0人	0人	0人
	要介護1	64人	47人	42人
	要介護2	96人	100人	96人
	要介護3	427人	409人	416人
	要介護4	741人	748人	759人
	要介護5	518人	490人	489人
	合計	1,846人	1,794人	1,802人

資料：介護保険事業状況報告(月報)

(4) サービス種類別給付額の状況

○ 居宅サービス給付実績

居宅サービスの中で最も給付額が多いのは通所介護であり、令和3・4年度共に居宅サービスの約3割を占めています(表中①)。

令和3年度から令和4年度における居宅サービスの給付額全体の伸び率は99.9%となっており(表中②)、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に通所系や短期入所系のサービスが減少しています(表中③)。

〔居宅サービス給付実績(支給額)〕

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		
	給付額 A	構成比	給付額 B	構成比	伸び率 B/A
訪問介護	1,202,289,524円	16.6%	1,261,065,701円	17.4%	104.9%
訪問入浴介護	82,377,446円	1.1%	83,527,840円	1.2%	101.4%
訪問看護	331,352,896円	4.6%	342,936,842円	4.7%	103.5%
訪問リハビリテーション	66,528,978円	0.9%	66,694,674円	0.9%	100.2%
居宅療養管理指導	37,639,808円	0.5%	42,903,673円	0.6%	114.0%
通所介護	2,241,799,296円	30.9%	2,188,387,241円	30.2%	97.6%
通所リハビリテーション	496,172,818円	6.8%	465,692,882円	6.4%	93.9%
短期入所生活介護	906,090,230円	12.5%	845,576,585円	11.7%	93.3%
短期入所療養介護	107,295,253円	1.5%	92,125,172円	1.3%	85.9%
福祉用具貸与	621,925,779円	8.6%	661,347,641円	9.1%	106.3%
福祉用具購入	18,185,992円	0.3%	19,242,080円	0.3%	105.8%
住宅改修	57,865,357円	0.8%	54,836,766円	0.8%	94.8%
特定施設入居者生活介護	103,274,854円	1.4%	124,974,042円	1.7%	121.0%
居宅介護支援・介護予防支援	980,464,299円	13.5%	993,982,296円	13.7%	101.4%
合計	7,253,262,530円	100%	7,243,293,435円	100%	99.9%

①

③

②

資料:介護保険事業状況報告(年報)

○ 地域密着型サービス給付実績

地域密着型サービスの中で最も給付額が多いのは認知症対応型共同生活介護(グループホーム)であり、令和3・4年度共に地域密着型サービスの約4割を占めています(表中①)。

令和3年度から令和4年度における地域密着型サービスの給付額全体の伸び率は100.8%となっており(表中②)、特に看護小規模多機能型居宅介護は第8期計画期間中に整備が進んだことにより、269.1%と大きく伸びています(表中③)。

〔地域密着型サービス給付実績(支給額)〕

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		
	給付額 A	構成比	給付額 B	構成比	伸び率 B/A
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	117,390,582円	3.4%	142,409,497円	4.0%	121.3%
認知症対応型通所介護	336,794,277円	9.6%	360,439,616円	10.2%	107.0%
小規模多機能型居宅介護	791,168,407円	22.7%	693,702,320円	19.7%	87.7%
認知症対応型共同生活介護	1,380,872,790円	39.5%	1,385,132,591円	39.3%	100.3% ①
地域密着型介護老人福祉施設	331,281,884円	9.5%	331,547,329円	9.4%	100.1%
地域密着型通所介護	483,501,323円	13.8%	467,513,869円	13.3%	96.7%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	51,984,317円	1.5%	139,878,120円	4.0%	269.1% ③
合計	3,492,993,580円	100%	3,520,623,342円	100%	100.8% ②

資料:介護保険事業状況報告(年報)

○ 施設サービス給付実績

給付額の構成割合では、介護老人福祉施設が令和3・4年度共に5割以上を占め、最も高い割合となっています(表中①)。

令和3年度から令和4年度にかけての給付額の伸び率は、施設サービス全体で99.0%となっており(表中②)、そのうち、介護療養型医療施設は、介護医療院(平成30年4月創設)への転換が進み、大きく減少しています(表中③)。

〔施設サービス給付実績(支給額)〕

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		
	給付額 A	構成比	給付額 B	構成比	伸び率 B/A
介護老人福祉施設	3,252,590,026円	52.1%	3,206,029,267円	51.8%	98.6%
介護老人保健施設	2,117,222,073円	33.9%	2,116,264,944円	34.2%	100.0%
介護療養型医療施設	104,180,294円	1.7%	22,985,902円	0.4%	22.1%
介護医療院	772,012,360円	12.4%	838,548,962円	13.6%	108.6%
合計	6,246,004,753円	100%	6,183,829,075円	100%	99.0%

資料：介護保険事業状況報告(年報)

3 被保険者数及び要介護認定者数の今後の見通し(将来推計)

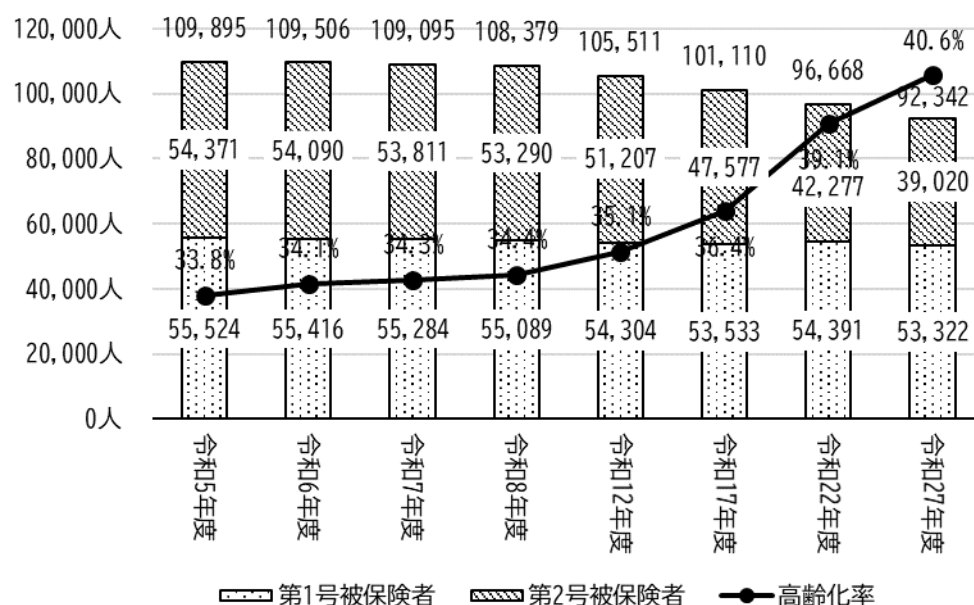
(1) 被保険者数の推計

介護保険被保険者は第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40～64歳)に区分されます。人口及び被保険者の推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を令和5年10月人口と第1号被保険者数の実績が一致するように補正係数を算出し、これを国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に乘じることで推計しています。

今後、総人口、高齢者人口はともに減少していくと予測されますが、75歳以上の後期高齢者の人口は令和12年頃まで(2030年)、85歳以上の人口は令和17年(2035年)頃まで増加していくことが見込まれます。65歳未満人口、前期高齢者数の減少に伴い、いわゆる団塊の世代全てが75歳に到達する令和7年(2025年)には高齢化率は34%を超え、その後も増加を続け、団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年(2040年)頃には、39%に達するものと予測されます。

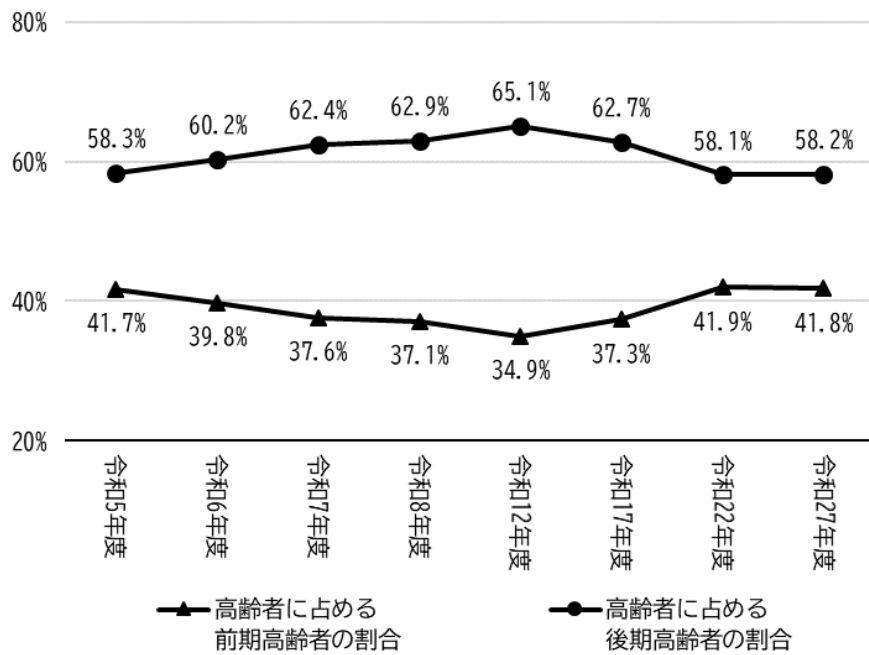
第2号被保険者数については、65歳以上の年齢階級に移行する人数に比べ、40歳以上の年齢階級に移行する人数が少なくなるため、年々減少することが見込まれます。

〔介護保険被保険者数の推計〕



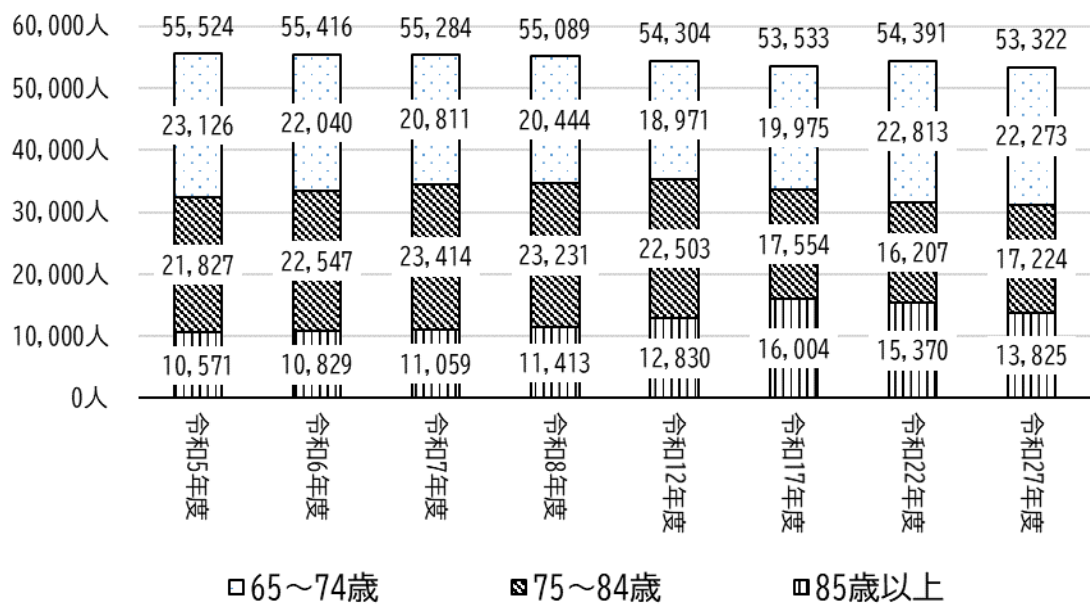
(見える化システム将来推計値より、各年10月1日現在)

〔前期・後期高齢者の割合(推計)〕



(見える化システム将来推計値より、各年10月1日現在)

〔年齢階層別の第1号被保険者数の推計〕



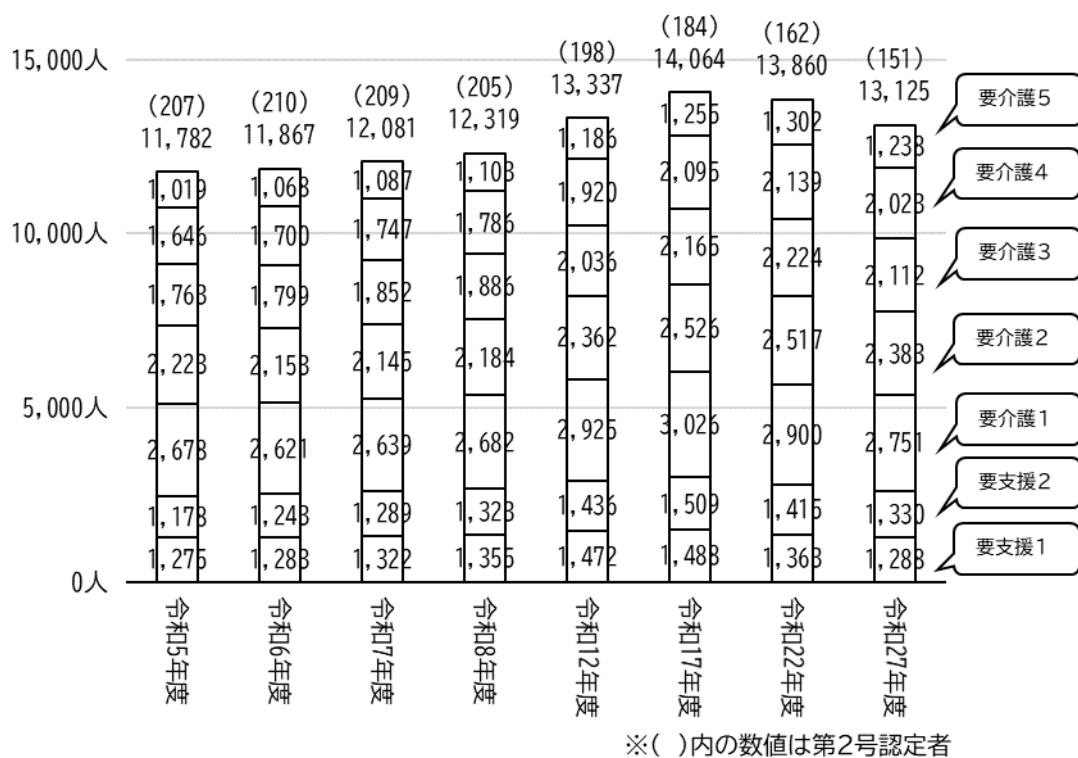
(介護保険事業状況報告(月報)、各年10月1日現在)

(2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数の推計については、各年度における性別・年齢区分別人口に、令和3年度から令和4年度までの認定者数の実績に基づいた認定率を、各年度における性別・年齢区分別人口の推計値に乘じることで算出しています。

要介護認定者全体の人数は今後もしばらくは増加し続け、令和17年頃(約12年後)にピークを迎えると推計しています。なお、要介護3以上の中重度者数は令和22年(約17年後)がピークになると推計しています。

〔要介護認定者数の推計〕



※()内の数値は第2号認定者

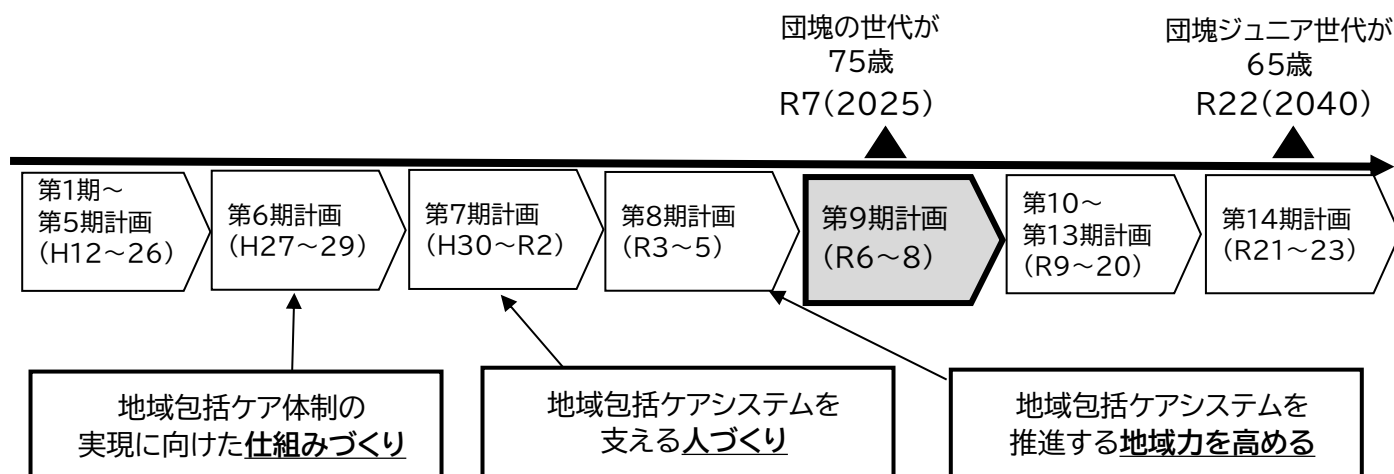
※令和5年度は実績値、令和6年度以降は推計値、各年10月1日現在

第3章 第9期計画の重点事業について

1 2040年等中長期を見据えた計画の策定

本市では、団塊世代が75歳以上になる2025年、そして団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう計画を推進してきました。

第6期及び第7期計画期間中、地域包括ケアシステムの「仕組みづくり」、「人づくり」を進め、第8期計画では、地域包括ケアシステムを推進する「地域力」を高めるため、各種施策に取り組ましました。



今期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えます。また、2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、高齢化率の上昇や後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者の増加や医療、介護双方のニーズを有する在宅高齢者の増加が予測されます。

一方で、高齢者(とりわけ75歳未満)の就業率は全国的に年々上昇し、本市は全国よりも高い水準で推移しており、地域の担い手が不足しています。また、高齢者世帯、単身世帯の増加により、家庭や地域だけでは解決できない、複雑化・複合化した課題の増加や、生産年齢人口の減少などの影響による介護人材の不足も課題となっています。

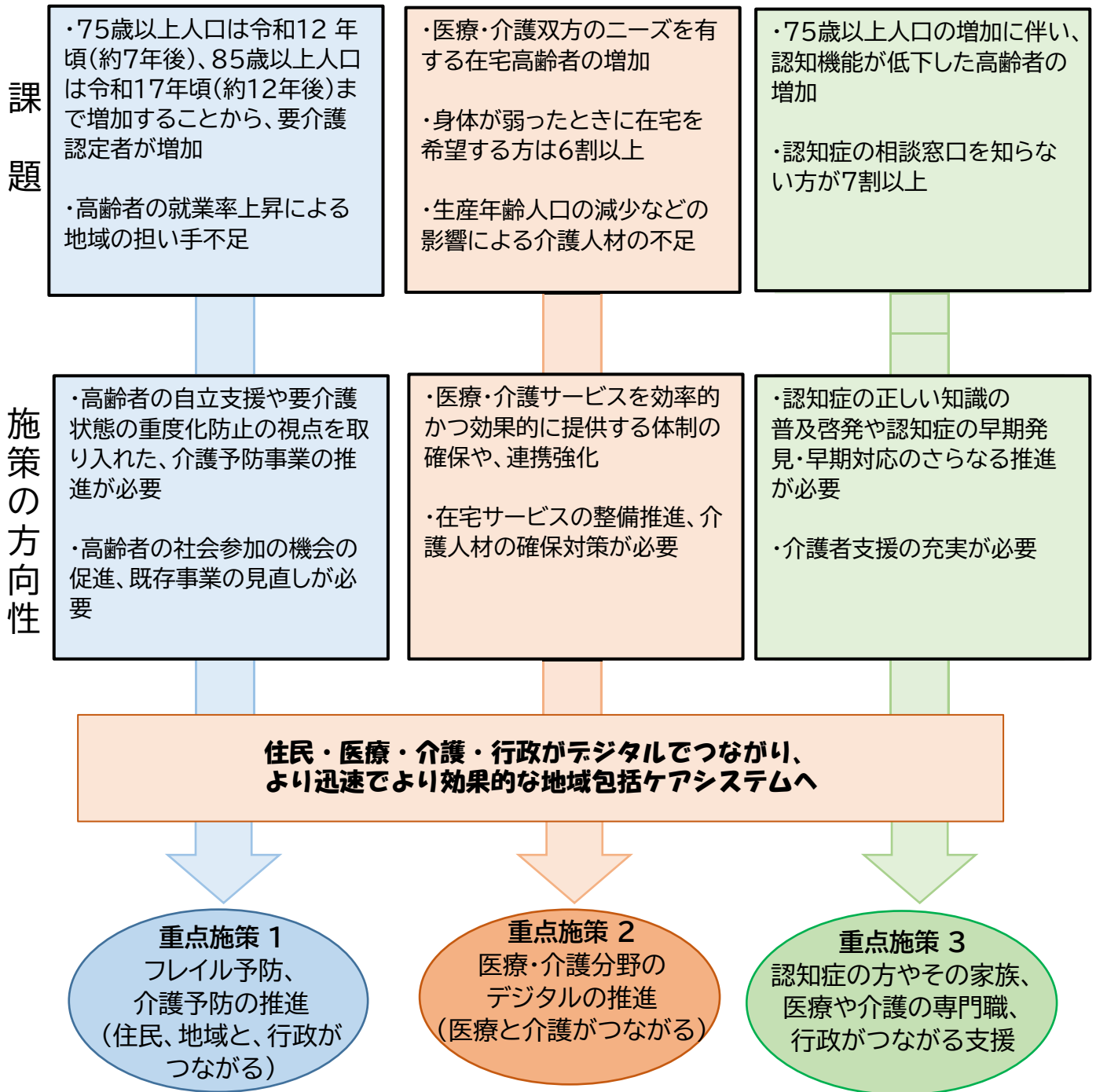
このような課題に対し、住民・医療・介護・行政等が連携し、対応していく必要があります。

第8期計画期間中、高齢者においては新型コロナウイルス感染症の予防から外出を自粛する人が増える一方で、新型コロナワクチン接種の予約等を契機にスマートフォンを活用する人が増加するなど、デジタル技術を活用した新しいつながり方が広がっています。

今後は、2040年等中長期を見据えた取組を進めることが重要になってきます。

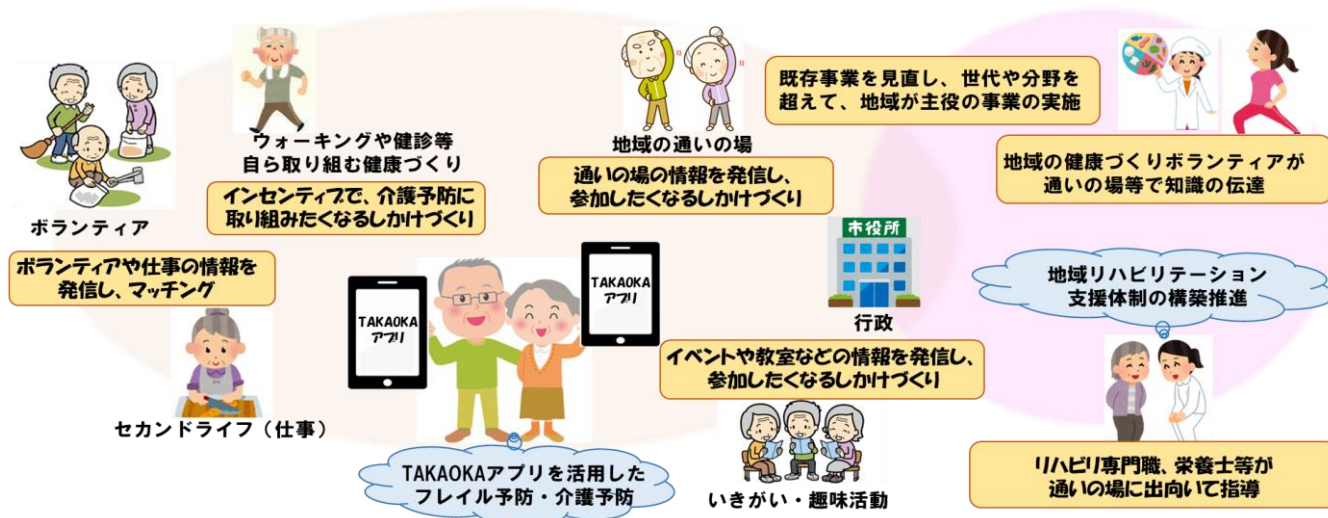
2 第9期計画における課題と施策の方向性および重点事業について

本市の現状や今後の高齢者人口の推計等から把握された課題を踏まえ、以下の施策を重点事業に位置づけて取り組みます。



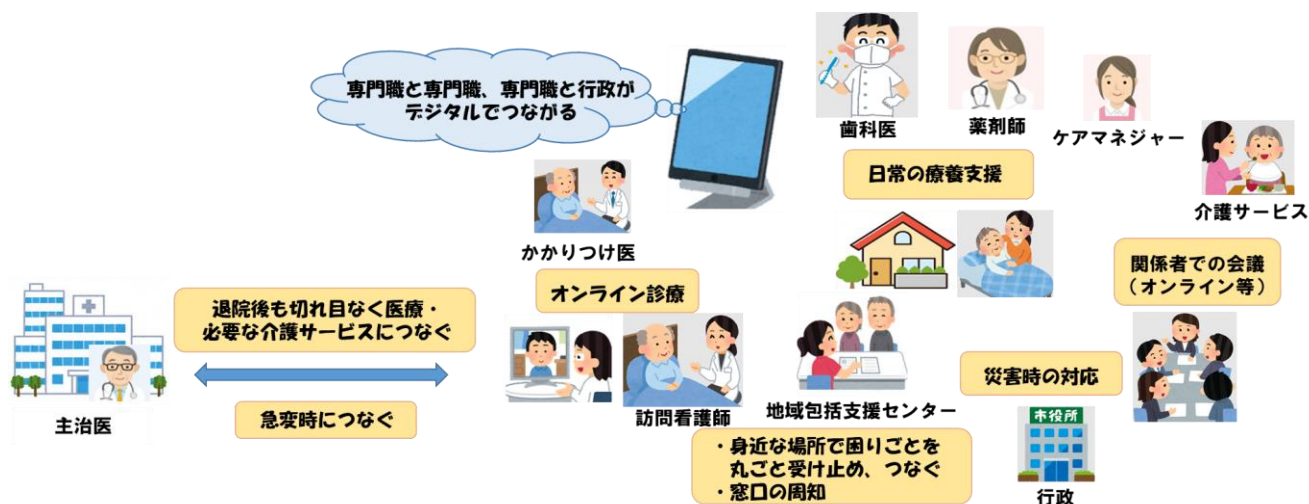
【重点施策1】フレイル予防、介護予防の推進(住民、地域と、行政がつながる)☒

- ① 新たに市独自のTAKAOKAアプリで住民と行政がつながり、介護予防情報や体操動画など個人に応じた情報配信、生きがいづくりや地域を支える人材不足解消のためのボランティアや仕事のマッチングを行います。さらに、インセンティブを付与することで定期的な運動や人との交流につなぎます。
- ② 医療機関等と連携し、通いの場への専門職の派遣や地域のボランティアによる普及啓発等、対面でのフレイル予防や介護予防にも引き続き取り組みます。
- ③ 高岡市社会福祉協議会が中心となり、地域の実情に即して、子どもから高齢者まで世代や分野を超えて、従来の事業を見直すと共に、地域が主役となる事業を実施します。



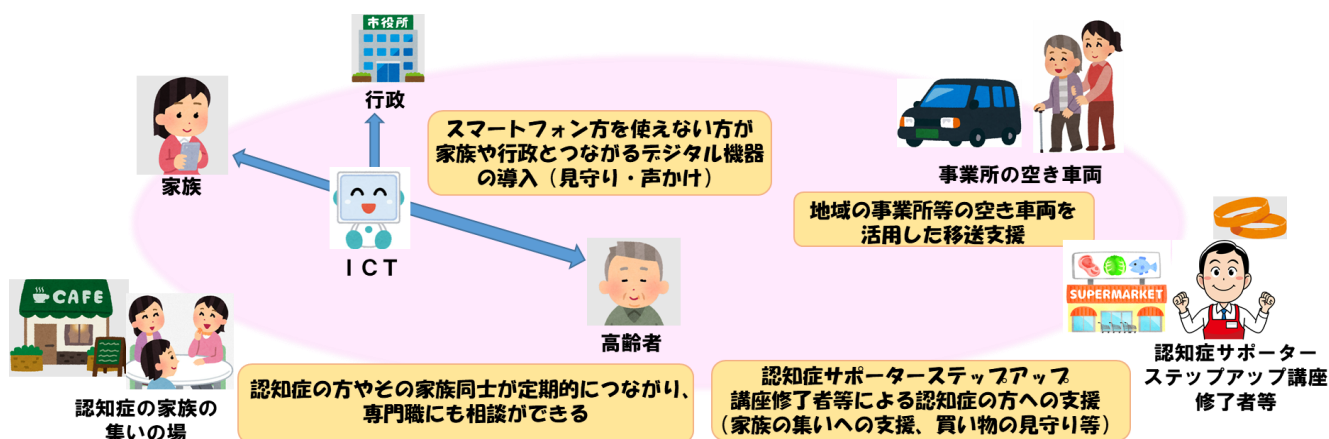
【重点施策2】医療・介護分野のデジタルの推進(医療と介護がつながる)☒

- ① 住民の身近な場所で、困り事を「丸ごと」受け止める相談窓口を整備します。
- ② 「医療、介護の専門職と専門職」、「専門職と行政」がつながるデジタル機器を導入し、必要な支援に迅速につなげるとともに、業務効率化による医療・介護従事者の負担軽減を図ることにより、人材の確保にもつなげます。
- ③ デジタル機器は、オンライン診療や災害時の行政と関係機関との情報共有にも活用します。

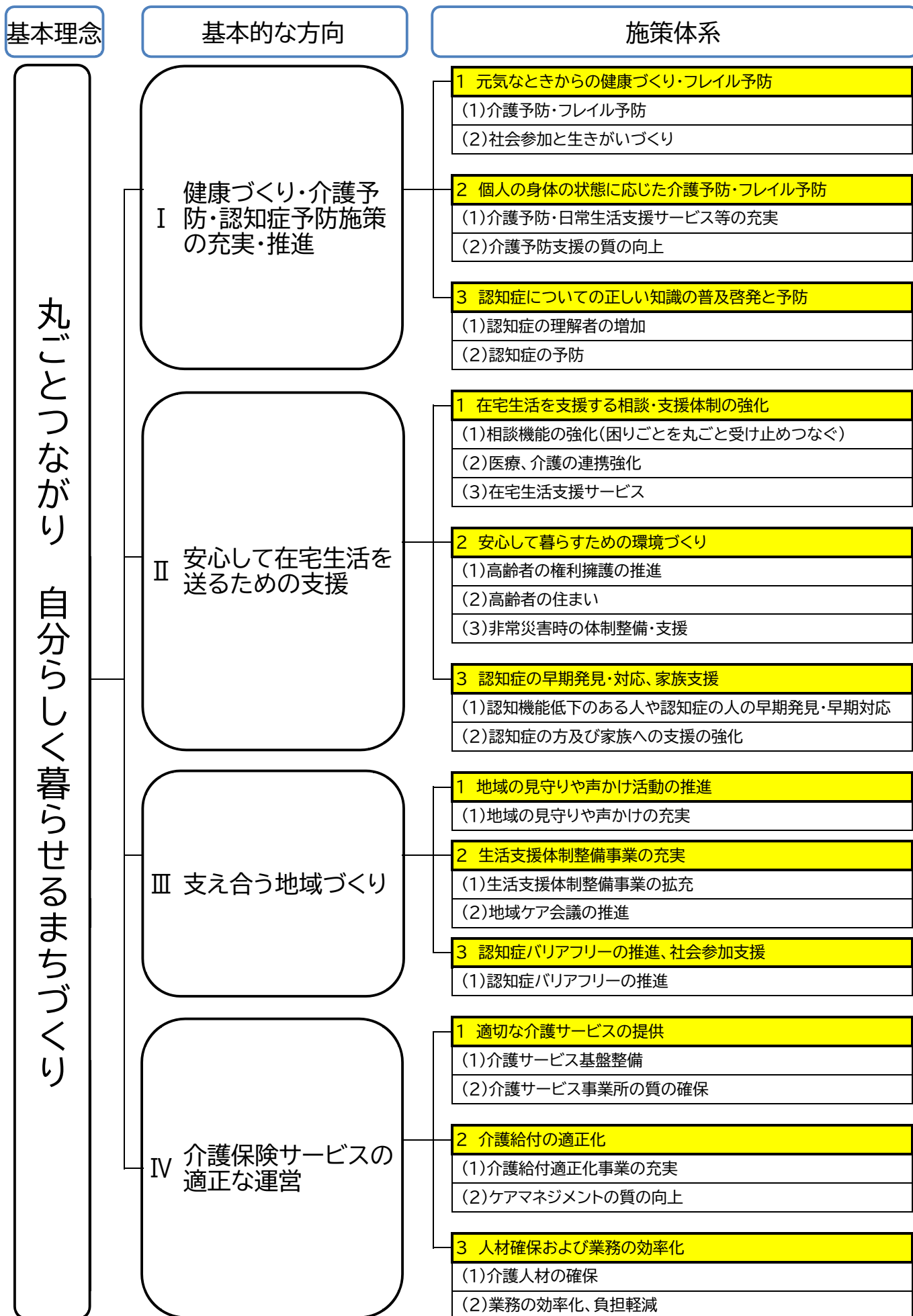


【重点施策3】 認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、行政がつながる支援☒

- ① スマートフォンを持っていない方に、家族による見守りや声かけ、行政による災害情報などの情報発信を行うため、デジタル機器を活用します。
- ② 認知症の方が、社会とつながり、生きがいを持って生活ができるよう、地域の事業所等の空き車両を活用した移送や買い物支援を行うとともに、認知症サポーターステップアップ講座修了者の活動の場を広げます。
- ③ 認知症の方やその家族同士が定期的につながり、悩みを話し、専門職に相談ができる体制を拡充させます。



■ 施策の体系



第2編 計画の内容

基本的な方向Ⅰ 健康づくり・介護予防・認知症予防施策の充実・推進

【第8期計画までの振り返り】

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、休止や中止となる通いの場が見られたため、自宅でも介護予防に取り組むことができるように、ケーブルテレビを活用した健康番組の放映を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大によるボランティアの活躍の場の減少や、登録者の高齢化が進んでいることによりボランティア登録団体数が減少しています。
- ・介護予防ケアマネジメントにおいては、公的サービスの利用のみではなく、家族をはじめ地域やボランティアなどが行う公的サービス以外の支援の活用や体操、リハビリなど高齢者自身が介護予防に取り組むことを促す等、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを推進していく必要があります。
- ・介護予防の活動の参加につながるインセンティブ付与の仕組みの創設に向け、厚生労働省からのアドバイザーの派遣や厚生労働省、東海北陸厚生局等の支援を受けながら、生活支援コーディネーター等と検討を進め、インセンティブ付与の仕組みの創設につながりました。
- ・地域ケア個別会議(自立支援会議)の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初は会議の中止もありましたが、オンライン開催など新たな形式での開催が浸透しています。

【現状とアンケート調査等による課題】

- ・特定健康診査(40～74歳)の結果では、肥満の人の割合は男性が約35%、女性が約22%(令和3年度)(参考:平成28年度健康たかおか輝きプラン第2次策定時 男性約30%、女性約20%)と増加傾向であり、食事や運動等の生活習慣改善を実践できるよう健康づくり活動の展開が必要です。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、介護・介助が必要になった主な原因として、「高齢による衰弱」が31.9%と最も多く、次いで「骨折・転倒」が17.2%となっています。
- ・「地域包括支援センター調査」の結果、介護予防事業について、「必要な方の参加が得られない。参加者の偏りがある」と回答した割合が、約63.6%となっています。一方で、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の「健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加してみたいと思いますか」との問いに、「是非参加したい」、「参加してもよい」と回答した方が、約47.9%となっており、参加意欲のある方に、情報を届ける仕組みが必要です。
- ・認知症の方の人数は、本市において約7,300人(令和4年度末)となっており、要介護認定者の約3人に2人を占めています。また、要介護認定を受けていない認知症患者はこの数に含んでおらず、潜在的な認知症患者も含めると、実際はさらに多いと推測されます。

【社会情勢等】

- ・新型コロナウイルス感染症予防の観点から地域行事の中止や外出を自粛する人が増加した影響でフレイル(虚弱)の人の増加や地域のつながりの希薄化が懸念されています。

基本施策1 元気なときからの健康づくり・フレイル予防

(1)介護予防・フレイル予防

- 口腔機能の向上や低栄養、ロコモティブシンドローム(※1)予防等のフレイル対策について、栄養・身体活動、社会参加を軸とし、保健、医療、介護の専門職が連携して、健診、医療、介護のデータ等を活用した訪問指導や健康教育等を実施します。
- フレイルや認知症等の疑いのある高齢者を早期に発見し、進行予防のための必要な助言指導を行うとともに、何らかの支援が必要な高齢者については、適切なサービスにつなげます。
- 自治会公民館など高齢者に身近な場所で住民が主体となり運営できる通いの場を立ち上げ、継続して介護予防・フレイル予防に取り組めるよう支援します。
- eスポーツを通じて高齢者の外出のきっかけづくりや世代間交流等への社会参加を促し、健康づくりを促進します。
- リハビリ専門職や管理栄養士、保健師、看護師等が、地域の高齢者の通いの場等に出向いて、介護予防やフレイル予防についての知識の普及啓発や個別相談等を行い、通いの場の機能強化を図ります。
- 新たに、TAKAOKAアプリを導入し、高齢者に介護予防や生きがいづくりにつながる情報を届けるとともに、健康づくりや介護予防につながる活動等に参加した際にポイントを付与することで、介護予防に取り組む高齢者の増加を図ります。
- 新たに、TAKAOKAアプリを導入し、時間や場所に関係なく、介護予防に取り組むことができるよう、体操の動画配信を行うことで、体操に取り組む高齢者の増加を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
健康寿命の延伸	男性:健康寿命 79.39歳 女性:健康寿命 84.89歳	男性:健康寿命 78.49歳 女性:健康寿命 83.67歳	男性:健康寿命 80歳 女性:健康寿命 85歳
通いの場等地域の活動に参加している高齢者数	1,995人	1,742人	1,900人
後期高齢者の質問票の体重変化(6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか)に該当した人の割合	—	12.80%	減少
高岡市老人クラブ連合会におけるeスポーツの実施地区数	—	—	25地区
TAKAOKAアプリの登録者数	—	—	3,500人

※1 ロコモティブシンドローム:年齢を重ねることによって筋力が低下したり、関節や脊椎などの病気を発症したりするなど運動器の機能が低下し、立ったり、歩いたりといった移動機能が低下した状態

■主な事業・取組

事業・取組	内容
健康教育、健康相談、健康診査、保健指導、訪問指導	保健師や看護師、栄養士等が、健康教育や健康相談、健康診査、保健指導、訪問指導を実施し、望ましい生活習慣の確立と生活習慣病の発症予防、生活習慣病の重症化予防を図ります。
住む人が健康になるまちづくり	健康づくりボランティアを養成するとともに、定期的に健康づくりボランティアを対象に研修会等を開催し、健康づくりボランティアが地域で健康づくりや介護予防の普及啓発を行います。
介護予防把握事業	フレイル予防・介護予防を目的に、77歳(要支援・要介護認定を受けている者を除く)の高齢者を対象に、後期高齢者(75歳以上)の健診結果等のKDBデータ(介護・医療・健診情報)に基づき、家庭訪問を行い、高齢者個人の状態に応じた保健指導を実施し、必要に応じて医療やサービスにつなぎます。
新 実態把握業務	フレイル予防・介護予防を目的に、地域包括支援センター職員が、後期高齢者(75歳以上)の健診結果等のデータに基づき、家庭訪問を行い、高齢者の状態を把握し、必要に応じて医療やサービスにつなぎます。
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター職員や保健師、看護師、栄養士等が、高齢者の通いの場等に出向き、フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔・社会参加等の健康教育・健康相談を実施します。 介護予防に関する知識または情報、自身の活動の記録を管理するために介護予防手帳を配布します。
新 地域介護予防活動支援事業	新たに導入するTAKAOKAアプリの運用により、個人に応じた情報発信、仕事やボランティアのマッチング、ウォーキングや健康教室等の健康づくりにつながる活動に参加した際にポイント付与を行い、定期的な運動や社会参加、地域の人々との交流など健康づくりや介護予防活動に取り組みたくなる仕組みを作ります。通いの場や出前講座開催時等、機会を捉えて高齢者向けアプリの周知を図っていきます。 「高岡はつらつストレッチ体操」を用いて運動機能向上を目的に月2回以上実施する通いの場について、立上げの補助や運動講師の派遣を行います。 通いの場のお世話役を対象に、知識や技術向上及び交流を目的とした研修会を開催します。 健康づくりボランティアが地域において、主体的に地域住民に歩こう会や健康教室等の健康づくりや介護予防の活動を実施できるよう研修会の開催等、活動の支援を行います。 高齢者等のふれあいや交流を目的に定期的(年6回以上)に開催する「ふれあいいいききサロン」に対して、経費を補助します。
新 高岡市老人クラブ連合会と連携したeスポーツの普及への支援	老人クラブと連携し、通いの場等においてeスポーツの普及や定着を支援し、介護予防活動を推進します。また、高齢者以外の子どもなどの参加につなげ、地域内の多世代交流の場を創出します。
地域リハビリテーション活動支援事業	市内の医療機関等と連携し、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者(リハビリ専門職)が地域の高齢者の通いの場等に出向き、介護予防に関する技術的助言を行います。
通いの場等への積極的関与(保健事業と介護予防の一体的な取り組み)	フレイル状態、フレイル予備群の高齢者を把握し、改善につなげるため、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導を行います。 高齢者の状況に応じた受診勧奨や介護サービスの利用勧奨を行います。

(2)社会参加と生きがいづくり

- 趣味や仕事などの様々な活動や消費行動、社会貢献に意欲的な高齢者(アクティブシニア)が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年培った豊かな経験や知識を活かしながら、健康で生きがいをもって生活ができるよう、スポーツ・文化活動、まちづくり・ボランティア活動や世代間交流等への社会参加を促進します。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、地域単位での多様な社会活動により高岡市老人クラブ連合会の活動を支援します。
- 新 ● TAKAOKAアプリを導入し、ボランティアや仕事のマッチングを行い、高齢者の社会参加の促進を図り、地域を支える元気な高齢者の増加を目指します。
- 新 ● 通いの場での自主的なeスポーツの実施を促し、地域内の交流の場の創出を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
高岡市老人クラブ連合会におけるeスポーツの実施地区数【再掲】	—	—	25地区

■主な事業・取組

事業・取組	内容
寿大学の開催	高齢者一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び心身ともに充実した生活を送ることが出来るような機会づくりのため、市内の60歳以上の方を対象に年間12回の講座を通して、健康維持・増進をはじめ総合的な学習の場を提供します。
新 高岡市老人クラブ連合会と連携したeスポーツの普及への支援【再掲】	老人クラブと連携し、通いの場等においてeスポーツの普及や定着を支援し、高齢者以外の子どもなどの参加につなげ、地域の多世代交流の場を創出します。
新 TAKAOKAアプリを活用したボランティアや仕事のマッチング	TAKAOKAアプリを導入し、高齢者が関心のあるボランティア活動や仕事(シルバー人材センター)とのマッチングを行い、高齢者(アクティブシニア)の生きがいづくりや社会参加の促進につなげます。

基本施策2 個人の身体の状態に応じた介護予防・フレイル予防

(1)介護予防・日常生活支援サービス(※1)等の充実

- 事業対象者(※2)や要支援認定者の身体機能や生活環境に応じたサービスを提供します。
- 自ら健康づくりに取り組む地域や団体を支援します。また、空き車両等を活用して健康づくり活動への参加者の移送支援を行う団体に対して支援します。
- 一人暮らしや高齢者のみの世帯の方に、低栄養予防と見守りを目的に、栄養バランスの取れた食事を配達する業者と連携し、見守り(安否確認)を行います。
- 新 ● 住民主体で運営する介護予防・生活支援サービス事業所へ、運営方法や実施内容等について、必要に応じ、相談や助言等を行います。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
通所型サービスB実施箇所数	0か所	0か所	2か所
訪問型サービスD実施箇所数	0か所	0か所	5か所

■主な事業・取組

事業・取組	内容
訪問型サービス	日常生活において、支援が必要な場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援を行います。
通所型サービス	生活機能の維持・向上を目指し、それぞれの心身の状況や置かれている環境等に応じた各種プログラムを提供します。
新 高岡市通所型サービスB (※3)事業補助金	住民等のボランティアを主体として、要支援者等を対象に行う通所型サービスBの立ち上げや運営にかかる費用について補助します。
新 高岡市訪問型サービスD (※4)事業費補助金	住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行う訪問型サービスDの運営にかかる費用について補助します。
高岡市「食」の自立支援 サービス事業	ひとり暮らしや高齢者世帯のみの方に、栄養バランスの取れた食事を配達する業者と連携し、見守り(安否確認)を行います。
足腰げんき倶楽部	フレイルの疑いのある高齢者を対象に、筋力低下等、個々の身体の状態に応じた運動プログラムの実践等、生活機能向上に向けた支援を行います。
地域介護予防活動支援事業【一部抜粋、再掲】	「高岡はつらつストレッチ体操」を用いて運動機能向上を目的に月2回以上実施する通いの場に対して、立ち上げに係る経費を補助します。
	「高岡はつらつストレッチ体操」を用いて運動機能向上を目的に月2回以上実施する通いの場を対象に、講師を派遣します。
	通いの場のお世話役を対象に、知識や技術向上及び交流を目的とした研修会を開催します。
地域ケア個別会議(自立支援会議)の開催	薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種の助言により、介護支援専門員等が自立支援(本人の有する能力の維持・向上)の視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得できるよう支援します。

- ※1 介護予防・日常生活支援サービス:要介護認定で要支援と認定された方及び基本チェックリストにより事業対象者と判定された方を対象
- ※2 事業対象者:基本チェックリスト(高齢者が自身の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかチェックするためのツール)を実施した結果、日常生活における何らかのリスク(危険)があると判定された方
- ※3 通所型サービスB:住民等のボランティアを主体として、要支援者等を中心とした通いの場を設け、体操、運動等の活動を行うサービス
- ※4 訪問型サービスD:住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行うサービス

(2)介護予防支援の質の向上

- 地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業所などを対象に、自立支援、重度化防止について研修会等を開催し、普及啓発を行います。
- 多職種による、専門的な視点を活かした助言を踏まえ、より自立支援に資するケアマネジメントやサービスの提供等に関する知識・技術の習得につなげます。
- 居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に、介護予防の視点を重視したプラン作成の研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

拡

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域ケア個別会議事例検討件数	10件	10件	15件

■主な事業・取組

事業・取組	内容
介護予防ケアマネジメント	自立支援の視点でのケアプラン作成につなげます。(下記地域ケア個別会議とも連携)
地域ケア個別会議(自立支援会議)の開催	薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種の助言により自立支援(本人の有する能力の維持・向上)を重視したケアプランの作成を目指します。

基本施策3 認知症についての正しい知識の普及啓発と予防

(1)認知症の理解者の増加

- 地域や企業、小・中・高校生など幅広い世代を対象に、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、理解者の増加を図ります。
- 地域の住民に対し、認知症に関する正しい理解や、認知症予防のための知識等を普及啓発します。
- 認知症の日及び認知症月間を普及啓発の機会と捉え、認知症への理解を深めてもらうための取組を実施します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症サポーター養成数 (うち、企業等を対象とした認知症サポーター養成数)	19,015人 (1,934人)	21,549人 (2,566人)	25,000人 (3,200人)

■主な事業・取組

事業・取組	内容
認知症サポーター養成講座の開催	認知症について正しい知識と対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。
認知症地域説明会の開催	市民に認知症に関する正しい理解や、認知症予防のための知識等を普及啓発します。
認知症の日及び認知症月間における認知症の普及啓発イベントの実施	認知症の日及び認知症月間に合わせて、認知症に関するパネル展示や認知症に関する図書の紹介等を行い、認知症について幅広い年代の方に知っていただくために普及啓発を行います。

(2)認知症の予防

- 住民を対象に、認知症予防の知識の普及啓発を行います。
- 自治会公民館などの高齢者に身近な場所で住民が主体となり運営できる通いの場を立ち上げ、継続して介護予防・認知症予防に取り組めるよう支援します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
通いの場等地域の活動に参加している高齢者数【再掲】	1,995人	1,742人	1,900人

■主な事業・取組

事業・取組	内容
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター職員や保健師、看護師、栄養士等が、高齢者の通いの場等に出向き、フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔・社会参加等の健康教育・健康相談を実施します。 介護予防に関する知識または情報、自身の活動の記録を管理するために介護予防手帳を配布します。
地域介護予防活動支援事業	TAKAOKAアプリの運用を開始し、高齢者に応じた情報発信、仕事やボランティアのマッチング、ウォーキングや健康教室等の健康づくりにつながる活動に参加した際にポイント付与を行い、高齢者が介護予防活動に取り組みたくなる仕組みを作ります。 「高岡はつらつストレッチ体操」を用いて運動機能向上を目的に月2回以上実施する通いの場について、立上げの補助や運動講師の派遣を派遣を行います。 通いの場のお世話役を対象に、知識や技術向上及び交流を目的とした研修会を開催します。 健康づくりボランティアが地域において、主体的に地域住民に歩こう会や健康教室等の健康づくりや介護予防の活動を実施できるよう研修会の開催等、活動の支援を行います。 高齢者等のふれあいや交流を目的に定期的に開催する「ふれあいきいきサロン」に対して、経費を補助します。

通いの場等への積極的関与(保健事業と介護予防の一体的な取り組み) 【再掲】	フレイル状態、フレイル予備群の高齢者を把握し、改善につなげるため、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導を行います。
	高齢者の状況に応じた受診勧奨や介護サービスの利用勧奨を行います。

基本的な方向Ⅱ 安心して在宅生活を送るための支援

【第8期計画までの振り返り】

- ・新型コロナウイルス感染症のため、多職種の会議や研修会が中止となりましたが、ケーブルテレビを活用して地域住民に啓発を図ったり、研修会のオンライン開催やYouTubeでの動画配信など、新たな形式での研修会や会議の開催が浸透しています。
- ・身寄りのない方や独居高齢者が増加しており、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けていただくために、元気な時から、自分の人生のあり方を考え、周囲の大事な人などに伝えるACP(人生会議)や看取りについて普及啓発を行うことが必要です。
- ・認知症に関する施策を創設しましたが、今後はより一層周知を行い、利用者の増加を図ることが必要です。

【現状とアンケート調査等による課題】

- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「今後、身体が弱ってきたときに希望する住まい」として、「現在の住居」が62.9%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム等の介護保険施設」が13.6%でした。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、自分で意思決定ができなくなった時に備えて、自分が望む医療やケアについて周囲の人と話し合ったことがある方は29.0%で、また、「書面に記載している」人は、4.9%であり、もしもの時に備えて、自分の望む医療やケアについて周囲の信頼する人と話し合い、共有する「人生会議(ACP)」の普及啓発が必要です。
- ・2022年度の高齢者虐待の市への通報件数は約80件で、その内、市では25件を虐待と認定しています。高齢者虐待の相談、通報件数とも、増加傾向にあり、高齢者虐待防止についての普及啓発をはじめ、成年後見制度の普及啓発等、高齢者の権利擁護の推進が必要です。
- ・認知症の方の人数は、本市において、約7,300人(2022年度末)となっており、要介護認定者数の約3人に2人を占めていますが、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、認知症に関する相談窓口について知らない方が73.1%となり認知症の相談窓口の周知が必要です。
- ・認知症の方やその家族の方へのアンケートより、定期的な相談や交流の場を求める声が多く聞かれています。

【社会情勢等】

- ・本市でも線状降水帯による被害が生じる事案が起きており、今後発生する自然災害に備えるため、防災・避難情報等を迅速かつ正確に伝える体制づくりが必要です。
- ・2025年には団塊の世代が75歳となり、医療・介護双方のニーズを要する要介護高齢者の増加が見込まれています。一方、生産年齢人口の急激な減少により、医療・介護の担い手が不足しており、限りある人材で増大する医療・介護ニーズを支えるため、医療・介護等の専門職、行政がつながり、切れ目なくかつ効率的に支援を提供できる体制を構築することが必要です。
- ・ヤングケアラーや認知症家族、家族の障がい等、年齢や分野を超えた課題が増加しており、市民が身近な場所で相談できる体制を整えることが重要です。
- ・高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯等、要配慮者の安否確認や避難誘導等、日頃から住民同士がお互いに助け合い、避難時の円滑な支援体制づくりが重要です。
- ・認知症や加齢等により、スマートフォンを利用できない高齢者等への声かけ、見守り支援が必要です。

基本施策1 在宅生活を支援する相談・支援体制の強化

(1)相談機能の強化(困りごとを丸ごと受け止めつなぐ)

新

- 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、こども家庭センター、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立支援相談機関等が、地域住民の身近な場所で、困りごとを「丸ごと受け止め」、「つなぐ」相談体制を整備します。
- 世代や分野を超えて、複雑化・複合化したケースに対応できるよう、多職種を対象とした研修会の開催による人材育成や会議の開催等による関係機関との連携を図ります。
- 担当圏域ごとに設置されている認知症・地域ケア相談医や多職種、地域住民等との協働により、認知症や複雑な課題を抱える方の個別事例の検討を行い、介護支援専門員が自立支援に向けた適切なケアマネジメントが行えるよう支援し、高齢者の自立支援を目指します。
- 個別ケースへの対応をする中で、従来の制度では対応しきれない課題や他のケースにも該当する課題については、解決すべき課題を明らかにし、支援の方向性を協議し、関係機関と調整し、必要な制度や地域資源を活用した支援を行うと共に、地域のネットワークにおいて解決ができるよう地域のネットワークの機能強化を行います。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症の相談窓口を知っている人	25.3%	23.5%	50.0%
地域ケア個別課題会議の事例検討件数 (自立支援会議含む)	110件/年	93件/年	130件/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
地域包括支援センター運営事業	世代や分野を超えて、困りごとを「丸ごと受け止め」、「つなぐ」相談体制を整備します。
地域ケア個別課題会議	多職種協働による個別事例の支援内容の検討を通じ、ケアマネジャーへの自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の課題解決のための地域支援ネットワークの構築、個別課題からの地域課題の把握等を行います。
地域ケア推進会議の充実【再掲】	地域ケア個別課題会議や自立支援型地域ケア会議といった個別の事例検討や、小地域単位(市内27地区を基本。地域の実情に応じて変更)の会議において共通する地域課題について、解決策を検討します。
認知症の相談窓口の周知	住民への出前講座等の際の周知、市公式LINEや新たに導入する高齢者向けアプリ等SNSを活用し、広く住民に認知症の相談窓口の普及啓発を図ります。

(2)医療、介護の連携強化

新

● 在宅医療・介護・障害福祉サービスが切れ目なく提供され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで過ごし続けることができるよう、医療・介護関係者等の多職種がつながり、連携する体制を構築・強化します。

新

● 医療・介護等の専門職、行政がつながり、情報共有できる多職種連携システムの活用を促進し、医療・介護等の専門職が迅速につながり、高齢者の支援ができるよう、連携を推進します。

● 高岡市民病院認知症疾患医療センター、高岡市認知症初期集中支援チーム、認知症・地域ケア相談医等との連携を図り、適切な医療・介護サービスが提供される支援体制を強化します。

● 人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などが事前に繰り返し話し合う取り組みであるACP(アドバンス・ケア・プランニング)(人生会議)や看取りに関する市民への知識の普及や理解促進を図ります。

● 急変時にも、本人、家族の意思も尊重された適切な対応が行われるよう、医療・介護・消防機関が円滑に連携できる体制を強化します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症・地域ケア相談医と地域包括支援センターの連携回数	226回/年	168回/年	220回/年
多職種連携支援システムの登録施設数(累計)	—	146施設(R5.2.21)	200施設
認知症地域支援推進員による認知症初期集中支援チームと連携して支援したケース数	43件/年	51件/年	60件/年

■主な事業・取組

新

新

事業・取組	内容
在宅医療・介護連携推進協議会及び連携ワーキングの開催	市が主体となって、在宅医療・介護に関わる多職種との協議会やワーキングを開催し、連携の課題抽出及び対応策の検討、実施後の評価を行います。
医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅医療・介護を切れ目なく提供するために、新たにデジタルツールを導入し、多職種の情報連携を推進します。 医療・介護関係者間で速やかな情報共有を行うため、入退院や急変時、在宅での看取りの際の情報共有にも活用できるよう人生いきいきノート(エンディングノート)や介護連絡帳について、普及啓発を図ります。
認知症に関わる関係機関の連携強化	認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高岡市民病院認知症疾患医療センター、高岡市認知症初期集中支援チーム、認知症・地域ケア相談医、認知症地域支援推進員の連携強化を図り、適切な医療・介護サービスが提供される支援体制を強化します。
在宅医療・介護に関する市民への知識の普及啓発	市民シンポジウム等の開催や、高齢者向けアプリ等による情報発信、健康講座等において、市民に在宅医療・介護についての知識の普及・啓発を図ります。ACP(人生会議)の普及啓発を図るため、人生いきいきノートの活用を促進します。
医療・介護関係者に対する研修会の開催	医療と介護関係者がより相互理解を深め、円滑な連携が行えるよう、連携に関する課題を把握しながら、在宅医療多職種連携研修会を開催します。

(3)在宅生活支援サービス

- ひとり暮らし高齢者等が安心して在宅生活を継続していけるよう各種在宅福祉サービスを提供します。
- 介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して在宅生活を送れるよう必要な支援を提供するとともに、介護者への精神的・経済的負担の軽減を図ります。

■主な事業・取組

事業・取組	内容
ミドルステイ事業	やむを得ない事由のある場合や、夏・冬期間の生活の安全が憂慮されるなどの場合に、特別養護老人ホーム・養護老人ホームへの一時的な入所を図ります。
高岡市「食」の自立支援サービス事業【再掲】	ひとり暮らしや高齢者世帯のみの家庭に、栄養バランスの取れた食事を配達する業者と連携し、見守り(安否確認)を行います。
おむつ等支給事業	常時おむつを使用している在宅高齢者で紙おむつ等が必要な方に引換券を発行し、支払額を助成します。
高齢者等福祉車両タクシー助成事業	在宅で常時車椅子を使用している方や寝たきり状態の方の外出を促すため、福祉車両タクシーを利用する場合に、利用料金の一部を助成します。
住宅の改修への支援	要支援・要介護認定者等が、自宅に手すり設置や段差解消など、高齢者が安全で暮らしやすい住宅に改修する際、工事費の一部を支給します。
高齢者住宅安心確保事業(シルバーハウジング)	段差の解消や手すり、緊急通報装置などを設置した市営住宅(シルバーハウジング)において、高齢者が安心して生活できるようにしています。また、必要に応じて生活援助員の生活指導、相談サービスを行います。
老人福祉電話の貸与	在宅のひとり暮らし高齢者の方や高齢者のみの世帯で、近隣に親族が居住していない方に、電話機を貸与します。
軽度生活援助サービス	日常生活に援助が必要な在宅高齢者の軽作業(草むしり、除雪)のお手伝いをします。
除雪支援事業	在宅のひとり暮らし高齢者の方や高齢者のみの世帯の方等に、屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成します。
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与します。見守りコールセンターでは、看護師等の専門的な知識をもつオペレーターが、緊急通報、生活・健康相談に365日・24時間体制で対応します。近くに支援者がいない方には、警備保障会社が自宅へ駆けつけ、現場にて安否確認を行います(オプション)。
双方向型見守り・避難情報等配信サービス	スマートフォンが利用できない高齢者でも、家族とお互いにやりとりができる見守りサービスを行います。併せて、災害や避難情報等の発信も行います。
ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集	ひとり暮らしの高齢者で要介護認定を受け、集積場にごみを出すことができない方を対象に、燃やせるごみの個別収集を行います。

在宅寝たきり高齢者等の介護者への介添年金等の支給	65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方等に、介添年金等を支給します。
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業	認知症の方が行方不明になった場合に、「認知症SOS緊急ダイヤルシステム」にご家族が連絡することで、事前に登録された協力員や協力団体に行方不明となった方の情報がメールで共有されます。捜索に協力いただき、早期発見・保護につなげます。
高岡おでかけあんしんシール交付事業	読み取ることで認知症の方の情報(個人情報を含みません)が閲覧でき、またご家族と連絡を取り合うことができるようになる二次元バーコードのシールを交付し、行方不明となった際の早期発見・保護につなげます。
たかおか認知症個人賠償責任保険事業	市が保険契約者となり、認知症の方が他人の身体や財物に損害を与えたことなどによる法律上の損害賠償責任を負う場合に備えます。

基本施策2 安心して暮らすための環境づくり

(1)高齢者の権利擁護の推進

- 呉西圏域の地域連携ネットワークの中核機関として、呉西地区成年後見センターが、各市の社会福祉協議会や弁護士などの関係団体と連携を図り、運営体制を強化します。成年後見制度に関する相談や広報啓発、市民後見人が活動できる場の体制整備等成年後見制度の利用促進に努めます。
- 虐待の早期発見・早期対応につながるよう、引き続き関係機関との連携を図るとともに、虐待の防止・早期発見に関する周知・啓発を行います。
- 介護負担から結果的に虐待となっているケースも多いため、介護者の負担軽減に向けた取組や施策の周知等を行います。
- 消費者被害を未然に防止するため住民への啓発を行います。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
市民後見人バンク登録者数	14人	21人	33人

■主な事業・取組

事業・取組	内容
成年後見制度の相談及び利用支援	呉西地区成年後見センターにおいて、相談、市民後見人の養成、法人後見の受任まで一貫した支援を行います。また、低所得者で後見人の報酬等の経費の支払いが困難と認められた高齢者には助成を行い、高齢者の権利と財産を守ります。
地域包括支援センターによる権利擁護の推進	地域包括支援センターや消費者センターと連携し、高齢者虐待や消費者被害の予防の普及啓発や、相談窓口の周知に努めます。

虐待防止体制の充実	高齢者虐待、高齢者の権利擁護に関する相談窓口の周知啓発を行います。
	高岡市高齢者虐待防止・対応マニュアルを活用し、虐待の早期発見・早期対応につながるよう、関係機関との連携を図ります。

(2) 高齢者の住まい

- いつまでも住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、高齢者の住まいの環境を整えます。

■ 取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
介護サービス相談員派遣事業所数	36事業所/年	13事業所/年	40事業所/年

■ 主な事業・取組

事業・取組	内容
介護サービス相談員の派遣	介護サービス施設・事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に、介護サービス相談員が訪問し、サービス利用者の話し相手となり、日常生活等の相談に応じたり、サービスの現状把握や観察などの活動を行います。その後、介護サービス施設・事業所等の職員との意見交換を通じて、サービス改善等の提案を行います。
住宅の改修への支援【再掲】	要支援・要介護認定者等が、自宅に手すり設置や段差解消など、高齢者が安全で暮らしやすい住宅に改修する際、工事費の一部を支給します。
高齢者住宅安心確保事業(シルバーハウジング)【再掲】	段差の解消や手すり、緊急通報装置などを設置した市営住宅(シルバーハウジング)において、高齢者が安心して生活できるようにしています。また、必要に応じて生活援助員の生活指導、相談サービスを行います。

(3) 非常災害時の体制整備・支援

新

- デジタルツールを使って、災害情報等の発信を行います。また、スマートフォンを持っていない高齢者等にも防災・災害情報等が届くよう体制を整備します。
- 高岡市社会福祉協議会、民生委員、自治会・自主防災組織、サービス事業者等と連携し、災害発生直後のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、要配慮者の安否確認や避難誘導等を円滑に進められるよう、災害情報の伝達手段・伝達体制及び避難時の誘導方法等の支援体制を整えます。
- 日ごろから住民がお互いに助け合い、支え合える地域づくりに努め、避難時の円滑な支援体制づくりにつなげます。
- 福祉避難所指定の福祉施設と市が連携し、避難者の受け入れを想定した訓練を行い、有事に備えた体制の構築に努めます。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
(危機管理課と連携した) 事業所への運営指導時避難確保計画点検、 助言・指導	21事業所/年	26事業所/年	27事業所/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
災害情報の発信	高岡市公式LINE、高岡市公式SNS、防災情報メール配信サービス等で、防災情報等を発信します。
新 双方向型見守り・避難情報等配信サービス【再掲】	スマートフォンが利用できないなど、自ら避難情報を入手しづらい高齢者に対して災害や避難情報等の発信を行います。
新 防災情報固定電話・ファックス配信サービス	事前に市に登録された方に、避難情報や警報情報等を固定電話への音声案内かファックスのいずれかで配信します。
避難行動要支援者の管理・把握	災害時に自分だけでは安全な場所に避難することが難しく、周りの人の支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、うち情報提供に関する同意の得られた方については、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織等に名簿情報の共有を行います。
個別避難計画の策定	災害時に避難支援が必要な「避難行動要支援者」の個別避難計画の策定について、今後も自治会、民生委員・児童委員などの協力のもと、推進していきます。 また、「避難行動要支援者」にとって、より実効性のある計画となるよう、医療・保健・福祉の専門職との連携・協力を図っていきます。
福祉避難所の開設	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及び病弱者などのうち、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする「災害時要配慮者」が、支障なく避難生活を送ることができるよう、支援体制の整った福祉避難所を開設します。
自主防災組織育成	自主防災組織の防災訓練への助成を行い、要支援者避難支援訓練を支援します。

基本施策3 認知症の早期発見・対応、家族支援

(1) 認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応

- 認知機能低下が疑われる人に対して、通いの場や高齢者への訪問等の機会を捉え、「いきいきフレイルチェック表」を用いて丁寧に問診を行い、認知症の早期発見に努めるとともに、適切な医療や介護サービス等を提供するなど早期対応を図ります。
- 高岡市民病院認知症疾患医療センター、高岡市認知症初期集中支援チーム、認知症・地域ケア相談医等との連携を図り、適切な医療・介護サービスが提供される支援体制を強化します。
- 認知症の人の生活機能障がいの段階にあわせて「高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)」を用いて、認知症の人やその家族等の相談対応の際に、ケアの流れを説明し、適切な支援につなぎます。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症の相談窓口を知っている人【再掲】	25.3%	23.5%	50.0%
認知症の方やその家族が定期的につながる ことができる場の開催回数	26回/年	16回/年	50回/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
通いの場や介護予防把握事業(77歳訪問時)におけるいきいきフレイルチェック表の活用	保健師または看護師が、通いの場や77歳を迎える高齢者宅に訪問し、「いきいきフレイルチェック表」を用いて丁寧に問診を行い、認知症の早期発見・早期対応に努めます。
認知症に関わる関係機関の連携強化	認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高岡市民病院認知症疾患医療センター、高岡市認知症初期集中支援チーム、認知症・地域ケア相談医、認知症地域支援推進員の連携強化を図り、適切な医療・介護サービスが提供される支援体制を強化します。
高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)の活用	認知症の方の生活機能障がい段階にあわせて「高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)」を用いて、認知症の方やその家族等の相談対応の際に、ケアの流れを説明し、適切な支援につなぎます。
認知症の相談窓口の周知【再掲】	住民への出前講座等の際の周知、市公式LINEや新たに導入する高齢者向けアプリ等SNSを活用し、広く住民に認知症の相談窓口の普及啓発を図ります。

(2)認知症の方及び家族への支援の強化

- 新** ● 住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行う訪問型サービスDの運営にかかる費用について補助を行い、認知症の方が外出しやすい環境の整備に取り組みます。
- 認知症の方とご家族が安心して生活を送れるよう、認知症の方が行方不明となった際に早期発見・保護につなげる施策や、認知症の方が個人賠償責任を負うことになった場合に備えた保険の加入を行います。
- 認知症に関する相談窓口の普及啓発を強化します。
- 拡** ● 認知症の人やその家族が定期的につながり、お互いに悩みを共有し、また、専門職に相談ができる体制を充実します。
- 拡** ● 認知症の方やご家族同士が定期的に集い、交流する機会を充実させるために、民間で認知症カフェを実施する団体に対して補助を行い、認知症カフェのさらなる拡充を図ります。
- 拡** ● 認知症ステップアップ講座を修了した地域住民や地域に関わるNPO、民間事業所などが、移送や買い物支援、見守り、話し相手等、認知症の人やその家族のニーズに応じた具体的な支援を行います。
- 認知症の診断直後のできるだけ早期に、本人と家族の相談支援体制を構築し、孤立や空白の期間を生じさせることのない医療・介護連携体制の強化を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業協力団体のメール配信箇所数	346箇所	399箇所	450箇所
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業利用者数	159人	181人	300人
高岡おでかけあんしんシール交付事業利用者数	—	71人	200人
たかおか認知症個人賠償責任保険事業利用者数	—	91人	210人

■主な事業・取組

事業・取組	内容
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業	認知症の方が行方不明になった場合に、「認知症SOS緊急ダイヤルシステム」にご家族が連絡することで、事前に登録された協力員や協力団体に行方不明となった方の情報がメールで共有されます。捜索に協力いただき、早期発見・保護につなげます。
高岡おでかけあんしんシール交付事業	読み取ることで認知症の方の情報(個人情報を含みません)が閲覧でき、またご家族と連絡を取り合うことができるようになる二次元バーコードのシールを交付し、行方不明となった際の早期発見・保護につなげます。
たかおか認知症個人賠償責任保険事業	市が保険契約者となり、認知症の方が他人の身体や財物に損害を与えたことなどによる法律上の損害賠償責任を負う場合に備えます。
新 高岡市訪問型サービスD事業費補助金【再掲】	住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行う訪問型サービスDの運営にかかる費用について補助します。
高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)の活用【再掲】	認知症の人の生活機能障がいの段階にあわせて「高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)」を用いて、認知症の人やその家族等の相談対応の際に、ケアの流れを説明し、適切な支援につなぎます。
拡 認知症の相談窓口の周知【再掲】	住民への出前講座等の際の周知、市公式LINEや新たに導入する高齢者向けアプリ等SNSを活用し、広く住民に認知症の相談窓口の普及啓発を図ります。
拡 認知症の方とその家族が集えるカフェ補助金交付事業	民間サロン等が実施する「認知症カフェ」の運営にかかる費用について補助します。
拡 認知症カフェにおける交流・相談体制の充実	認知症の人や家族の居場所づくりを目的とする交流機能については民間サロン等が実施し、認知症に関する専門性の高い相談については医療法人等に委託し専門職が対応することで相談体制を充実します。
拡 認知症サポーターステップアップ講座修了者による認知症の人や家族への支援	認知症サポーターステップアップ講座の修了者が、認知症の人やその家族のニーズに応じた支援を行います。

保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	認知症の診断直後のできるだけ早期に、本人と家族の相談支援体制を構築し、孤立や空白の期間を生じさせることのない医療・介護連携体制の強化を目指します。
認知症の人と家族の一体的支援	認知症の方への支援と家族への支援を一体的に行います。認知症の方やその家族同士のつながりからの自然な学びや専門職等からの助言により、家族関係の再構築、そして在宅生活の継続を図ります。

基本的な方向Ⅲ 支え合う地域づくり

【第8期計画までの振り返り】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、集まって話し合うことへの抵抗があり、会議等の開催回数が目標に届きませんでした。少しずつ、会議や地域の集まりも増えてきています。
- ・ また、地域が主体の通所型サービスBが立ち上がりました。さらに、その通所型サービスに筋力低下等で歩いて通えない高齢者のために、地域の事業所が空き車両を活用して移送支援を行う訪問型サービスも立ち上がりました。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、外部からの立入りを制限する施設が多く、認知症サポーターステップアップ講座修了者の活躍の場が制限されました。

【現状とアンケート調査等による課題】

- ・ 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、高齢者の一人暮らしまたは夫婦二人暮らしの世帯が50.7%となり、調査開始後初めて50%を超えました。
- ・ 「居宅介護支援事業所等調査」の結果、介護保険で利用できなかったサービスのうち、利用者から要望やニーズがあるサービスは高い順にゴミ出し・買い物支援・掃除などの生活支援、通院の付き添い、緊急時のかけつけ、通院の送迎、見守りです。

【社会情勢等】

- ・ 高齢者の生活を支える現役世代の減少や高齢者の就業率の上昇により、地域の担い手が不足しています。
- ・ 8050問題や介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立している状態など地域住民が抱える課題が複雑・複合化したケースが増えています。
- ・ これまで、生活支援コーディネーターは高齢者の生活支援体制の充実を図ってきましたが、近年、引きこもりや障がい等、高齢者以外の方の課題も増えており、年齢や分野を超えて地域で支え合う体制づくりが必要になっています。
- ・ 高岡市社会福祉協議会では、地域ごとの福祉課題をテーマに、住民同士が話し合い、地域に応じた事業を住民が主体となって立ち上げることができるよう、「あっさり福祉推進モデル事業」を実施しています。

基本施策1 地域の見守りや声かけ活動の推進

(1) 地域の見守りや声かけの充実

- 民生委員等による日常的な見守り・声掛け活動等による同じ地域に住む方々で見守り、支え合う活動を継続して推進します。
- 高岡市社会福祉協議会が推進するケアネット活動が広く住民や専門職に周知されるよう支援します。
- ライフライン事業者等による地域の見守り活動により異変にいち早く気付くことができる体制を維持継続していきます。
- 認知症の方が行方不明となった際に、捜索に協力いただける団体を増やし、認知症の方の早期発見、保護につながる地域づくりに努めます。

新

- スマートフォンが使えない高齢者でも、家族とのやりとりを含めた見守り・声かけができるよう体制を整えます。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業協力団体のメール配信箇所数【再掲】	346箇所	399箇所	450箇所
ケアネット活動チーム数	142チーム	119チーム	160チーム※

※第3次高岡市地域福祉活動計画に基づくもの

■主な事業・取組

事業・取組	内容
民生委員等による日常的な見守り・声掛け活動	民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、地域住民による日常的な見守りや声かけ等の活動を推進します。
ケアネット活動	小地域(市内27地区)を単位として、子どもから高齢者まで支援を必要とする人を地域住民と専門職と一緒に見守り、日常生活を支援するケアネット活動を推進します。
ライフライン事業者等による地域の見守り活動	ライフライン事業者等が訪問先等で異変に気付いたときに市へ連絡するという地域見守り協定を市とライフライン事業者等が結び、地域の見守り活動の連携体制を構築し、高齢者の異変の早期発見・対応に努めます。
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業【再掲】	認知症の方が行方不明になった場合に、家族等からの通報により事前に登録された協力団体へ認知症の方の探索の協力要請を行い、早期発見・保護につなげます。
緊急通報装置設置事業【再掲】	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与します。見守りコールセンターでは、看護師等の専門的な知識をもつオペレーターが、緊急通報、生活・健康相談に365日・24時間体制で対応します。令和5年度から、緊急通報サービスの機能(オプション)を拡充し、警備保障会社が自宅へ駆けつけ、現場にて安否確認を行います。
新 双方向型見守り・避難情報等配信サービス【再掲】	スマートフォンが利用できない高齢者でも、家族とお互いにやりとりができる見守りサービスを行います。併せて、災害や避難情報等の発信も行います。

基本施策2 生活支援体制の充実

(1)生活支援体制整備事業の拡充

新

- 生活支援コーディネーターの業務の対象を高齢者から全世代に拡大し、第2層生活支援コーディネーターが中心となり、各地域の福祉課題をテーマに住民同士が話し合い、世代や分野を超えて、既存事業の見直しや地域の実情に即して子どもから高齢者まで住民が主役の事業を立ち上げることができるよう支援します。
- 生活支援コーディネーターが中心となり、住民同士が交流する場づくりや、ケアネット活動やボランティア活動などごみ出しや買い物等の生活支援体制の充実を推進します。

- 地域住民だけでは解決できない専門的な支援が必要な課題については、第2層生活支援コーディネーターが中心となり、専門職の会議を開催し、専門職同士が連携できる体制を構築します。
- 生活支援コーディネーターの知識や技術の向上を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域住民が主体的に継続して地域の福祉課題をテーマに話し合う地域数	0地域	2地域	12地域

■主な事業・取組

事業・取組	内容
生活支援体制整備事業 新	小地域単位(市内27地区を基本。地域の実情に応じて変更)を対象に地域(地区・町内)ごとの福祉課題をテーマに、住民同士が話し合い、地域の実情に即した事業を住民が主体となって立ち上げるプロセスづくりを生活支援コーディネーターが支援します。
	生活支援コーディネーターは、把握した地域資源の情報を広報紙や市ホームページ、SNS等を活用して市民に発信します。
	新 地域住民に必要な後方支援を行うために、第2層にこども、高齢者、障がい、困窮など分野を超えて専門職が地域で連携できる連絡会を開催します。
	地域住民の状況把握、住民同士が交流する場や活動といった社会資源の発掘、地域住民や専門職とのネットワーク構築に向け、生活支援コーディネーターの知識や技術の向上を図るため研修を行います。
ふれあいいきいきサロン【再掲】	高齢者等のふれあいや交流を目的に定期的に開催する「ふれあいいきいきサロン」に対して、経費を補助します。
新 高岡市通所型サービスB事業補助金【再掲】	住民等のボランティアを主体として、要支援者等を対象に行う通所型サービスBの立ち上げや運営にかかる費用について補助します。
新 高岡市訪問型サービスD事業費補助金【再掲】	住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行う訪問型サービスDの運営にかかる費用について補助します。

(2)地域ケア会議の推進

- 圏域ごとに設置されている認知症・地域ケア相談医や多職種、地域住民等との共同により、認知症や複雑・複合的な課題を抱える方等の個別事例の検討を行い、介護支援専門員が自立に向けた適切なケアマネジメントが行えるよう支援し、高齢者の自立支援を促します。
- 複雑化したケースや複合化したケースについてより専門的な視点を加えて検討できるよう、関係部署や関係機関との連携をさらに強化し、包括的な支援体制を整備します。
- 保健・医療・福祉・介護の専門機関、地域組織、民間企業等関係機関が連携し、地域課題の共有及びその解決に向けた方策の検討を行い、必要に応じて、施策につなげることで、地域の支え合い体制の強化・充実を図る。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域ケア個別課題会議の事例検討件数 (自立支援会議含む)【再掲】	110回/年	93件/年	130件/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
地域ケア個別課題会議	多職種協働による個別事例の支援内容の検討を通じ、ケアマネジャーへの自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の課題解決のための地域支援ネットワークの構築、個別課題からの地域課題の把握等を行います。
地域ケア推進会議	地域ケア個別課題会議や自立支援型地域ケア会議といった個別の事例検討等では対応できない地域課題について、解決策を協議し、必要に応じて施策につなげます。

基本施策3 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援

(1)認知症バリアフリーの推進

- 地域や企業、小・中・高校生など幅広い世代を対象に、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーター養成講座の開催等を行い、認知症に関する正しい理解や、認知症予防のための知識等を普及啓発します。
- 認知症の人やその家族への支援等、地域で活動する担い手となる人材を育成するための認知症サポーターステップアップ講座を継続し、また、講座を修了した地域住民や地域に関わるNPO、民間事業所などが支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに応じて、具体的な支援につなげるための地域の支援体制を強化します。
- 認知症サポーター養成講座を受講し、地域において「認知症に関するやさしい取組等」を実施している「たかおか認知症パートナー宣言事業所」の認定登録数の増加を図り、認知症の人やその家族が安心して暮らすことのできる認知症バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 認知症の日及び認知症月間に認知症への理解を深める取り組みを実施します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症サポーターステップアップ講座修了者の活動回数	—	延べ16回/年	延べ60回/年
たかおか認知症パートナー宣言事業所 認定登録数	—	20事業所	50事業所

■主な事業・取組

事業・取組	内容
認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	認知症について正しい知識と対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。
認知症サポーターステップアップ講座の開催	認知症サポーター養成講座修了者を対象に、認知症の知識をより深め、認知症の人やその家族への支援等、地域で活動する担い手となる人材を育成します。
認知症サポーターステップアップ講座修了者における支援チームの形成	認知症ステップアップ講座を修了した地域住民や地域に関わるNPO、民間事業所などが支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに応じて具体的な支援につなげるための地域の支援体制を強化します。
たかおか認知症パートナー宣言事業所の周知と拡大及び連携	「たかおか認知症パートナー宣言事業所」として認定された企業・店舗を市のホームページで公表、認知症の日及び認知症月間における認知症の普及啓発イベントの際に周知を行い、「認知症にやさしい取組等」をPRします。また、認知症に関する情報の普及啓発を連携して行うなど、認知症バリアフリーのまちづくりを推進します。
認知症地域説明会の開催【再掲】	市民に認知症に関する正しい理解や、認知症予防のための知識等を普及啓発します。
認知症の日及び認知症月間における認知症の普及啓発イベントの実施【再掲】	認知症の日及び認知症月間に合わせて、認知症に関するパネル展示や認知症に関する図書の紹介等を行い、認知症について幅広い年代の方に知っていただくために普及啓発を行います。

基本的な方向Ⅳ 介護保険サービスの適正な運営

【第8期計画までの振り返り】

- ・シルバー人材センターに「介護プランナー」を配置し、専門職が行う介護以外の周辺業務を行う介護助手として元気高齢者と介護事業所とのマッチングを行い、介護人材の確保につながりました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議や研修会などにおいてオンラインでの開催など新たな形式での開催が浸透しており、業務の効率化にもつながっています。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外部からの立ち入りを制限する施設・事業所が多く、介護サービス相談員の派遣事業所が減少しました。

【現状とアンケート調査等による課題】

- ・後期高齢者および要介護認定者の増加に伴い、給付費の増加が見込まれます。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「今後、身体が弱ってきたときに希望する住まい」として、「現在の住居」が62.9%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム等の介護保険施設」が13.6%でした。
- ・「介護サービス事業所調査」の結果、56.7%の事業所が「介護人材の不足がある」と回答しました。

【社会情勢等】

- ・要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、引き続き介護人材の確保や業務の効率化が課題です。
- ・定年年齢の段階的な引上げなどの影響により、高齢者(とりわけ75歳未満)の就業率が上昇しており、介護人材として活用できる体制づくりが必要です。

基本施策1 適切な介護サービスの提供

(1)介護サービス基盤整備

【第9期計画のサービス設置の考え方】

- ① 在宅において医療と介護の両方を提供する基盤の整備
 - ・住み慣れた自宅や地域で継続して日常生活を営むことができるよう、また、在宅において医療と介護の両方のケアが必要な高齢者の増加に対応するため、高齢者の日常生活を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えます。
- ② 施設サービスの整備
 - ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」より、「今後、身体が弱ってきたときに希望する住まい」として、約15%の方が「特別養護老人ホーム等の介護保険施設」を希望しています。
 - ・介護予防の推進により、重度化防止に努めますが、令和22年(約17年後)頃までは中重度(要介護3以上)の要介護認定者が増加し続けると予想していることから、一定程度の施設サービスを整備します。

- ・現在、市内において「牧野圏域」のみが特別養護老人ホーム(地域密着型含む)が未整備の状態であることから牧野圏域において「地域密着型」での整備を図ります。
- ・2040年等中長期を見据え、特別養護老人ホームの需要に柔軟に対応できるよう、既存の短期入所生活介護施設を特別養護老人ホームにサービス転換することにより整備を図ります。

③ 共生型サービスの活用

- ・地域密着型通所介護については、サービス供給量が介護保険事業計画に定める見込量に達していることから原則として新規指定は行わないこととします。ただし、「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応するため、また、人材が不足する中、共生型サービスにより人材を有効に活用するため、共生型サービスに限り新規指定を認めることとします。

区分		令和5年度末 (見込み)	第9期整備数 令和6～8年 度	令和8年度末
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4事業所 (うち1事業所 はサテライト)	1事業所	5事業所
	地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	5事業所 (126床)	1事業所 (29床)	6事業所 (155床)
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※短期入所生活介護からの転換	15事業所 (1,014床)	40床程度	15事業所 (1,054床 程度)

(2)介護サービス事業所の質の確保

- 介護サービス相談員が、介護サービス施設・事業所等を訪問して利用者の声を聞き、必要に応じてサービス改善等の提案を行います。
- 事業所における人員基準や運営体制等が適切であることを確認し、助言指導を行います。
- 災害や感染症発生時においても、介護サービスが継続的に提供できる体制が構築されるよう助言指導を行います。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
介護サービス相談員派遣事業所数【再掲】	36事業所/年	13事業所/年	40事業所/年
居宅介護支援事業所に対する運営指導	9事業所/年	10事業所/年	10事業所/年
地域密着型サービス事業所に対する運営指導	12事業所/年	16事業所/年	17事業所/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
介護サービス相談員の派遣	介護サービス施設・事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に、介護サービス相談員が訪問し、サービス利用者の話し相手となり、日常生活等の相談に応じたり、サービスの現状把握や観察などの活動を行います。その後、介護サービス施設・事業所等の職員との意見交換を通じて、サービス改善等の提案を行います。
介護サービス事業者への指導	制度及び基準等に基づく適正なサービス提供と報酬請求が行われるよう、個々の事業所への指導や講習会等による集団指導を実施します。
災害に対する備え	危機管理課と連携し、避難確保計画未作成の事業所に対し、作成を促します。また必要に応じ助言・指導を行います。
災害・感染症への対策	会議や研修会等の開催について、対面・集合形式の他、内容・状況に応じてウェブ会議・動画配信等を活用します。

基本施策2 介護給付の適正化(介護給付適正化計画)

(1)介護給付適正化事業の充実

- 要介護認定に係る調査結果の点検や認定調査員への研修の実施により、適切かつ公平な要介護認定につなげます。
- ケアプラン点検や住宅改修等の点検により、自立支援に資する適正なケアプランとなっているか確認します。
- 要介護者等に必要な介護サービスが適切に提供されるよう、介護報酬請求の適正化に取り組み、介護給付の適正化を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
ケアプラン点検に係る訪問事業所数(高齢者向け住まい等住宅入居者プラン点検も含む)	9事業所/年	10事業所/年	10事業所/年
住宅改修・福祉用具購入等の訪問点検数	2回/年	2回/年	4回/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
要介護認定に係る調査の精度の確保	要介護認定に係る調査の結果を全件確認し、調査の精度の確保を図ります。 県が実施する認定調査員研修を認定調査員が受講し、調査員のスキルアップを図ります。
公正な認定審査会の運営	県及び高岡市医師会と連携し、介護保険主治医等に対し、研修会や情報提供を行います。 介護認定審査会の委員長会議において審査判定手順・判断基準の確認を行い、介護認定審査会委員間で共通認識を図ります。
ケアプラン点検の充実	必要な介護サービスが過不足なく適切に提供されるようケアプランの点検を行います。
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	専門職と連携した住宅改修等の訪問点検や福祉用具購入・貸与に係る訪問調査を行い、適正な給付を図ります。
医療情報との突合・縦覧点検	介護報酬請求に係る算定回数の確認やサービス・事業所間の給付の整合性の確認、医療請求との突合を行い、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促します。

(2)ケアマネジメントの質の向上

- ケアマネジャーを対象とした研修会の開催やケアプラン点検による指導等を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域ケア個別会議事例検討件数【再掲】	10件	10件	15件

■主な事業・取組

事業・取組	内容
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所への巡回指導を行い、ケアマネジメントプロセスについてアドバイスを行うと共に、個々のケアマネジャーの日頃の業務における悩みや相談への対応、同行訪問やサービス担当者会議開催支援を行います。
介護支援事業者部会活動	ケアマネジャーの研修会の開催や情報交換の場を設け、ケアマネジャーの知識や技術の向上を図るとともに、相互の連携を図ることで、ケアマネジメントの質の向上につなげます。
地域ケア個別会議(自立支援会議)の開催【再掲】	薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種の助言により自立支援(本人の有する能力の維持・向上)を重視したケアプランの作成を目指します。また、ケアマネジャーに会議の傍聴を促し、ケアマネジャーの資質向上につなげます。

基本施策3 人材確保および業務の効率化

(1)介護人材の確保

- 新 ● TAKAOKAアプリを活用し、高齢者と介護サービス事業所等とのマッチングを行います。【再掲】
- 新 ● 市内の介護サービス事業所と連携して、SNS等を活用し、介護職場のイメージアップを図ります。
- 県・他市・職能団体等と連携し、福祉人材確保策について検討します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
TAKAOKAアプリを通じた介護サービス事業所とのマッチング件数	—	—	30件/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
新 高齢者と介護職場のマッチング【再掲】	TAKAOKAアプリを通じて、ボランティアセンターやシルバー人材センターと連携し、高齢者と介護サービス事業所等とのマッチングを行います。
新 介護職場のイメージアップ	介護サービス事業所と連携して、SNS等を活用し、介護現場の声を取り入れながら、介護職場の魅力を発信します。
福祉人材確保策の検討	県や他市、介護福祉士会等の職能団体と連携し、より有効な介護人材確保策(外国人介護人材を含む)を検討するとともに、必要に応じて国に対して支援を要望します。

(2)業務の効率化、負担軽減

- 新 ● 限りある人材で増大する医療・介護ニーズを支えるため、医療・介護等の専門職、行政がつながり、情報共有できる多職種連携システムの活用を促進し、業務効率化による従事者の負担軽減を図ります。【再掲】
- 新 ● デジタルツールを活用した事務作業の簡素化が図られるよう支援します。
- 介護ロボットやICTの導入が図られるよう支援します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
多職種連携支援システムの登録施設数(累計)【再掲】	—	146施設 (R5.2.21)	200施設
ケアプランデータ連携システム導入事業所の割合	—	—	100%

■主な事業・取組

事業・取組	内容
新 多職種連携システムの運営及び活用促進【再掲】	在宅医療・介護を切れ目なく提供するために、新たにデジタルツールを導入し、業務効率化による医療・介護従事者の負担軽減につなげ、人材確保対策を図ります。
新 デジタルツールを活用した事務作業の簡素化	国において構築された「電子申請・届出システム」や「ケアプランデータ連携システム」について、市内の事業所での活用が進むよう、導入事例の紹介を行うなど負担軽減を図ります。
介護ロボット・ICTの導入促進	県と連携しながら、介護ロボット・ICT導入に係る補助金について周知するとともに、活用・導入事例の紹介を行うなど導入促進を図ります。

第3編 第9期介護保険事業計画の事業費及び保険料

1 第8期介護保険事業計画期間の収支状況

第8期計画期間(令和3年度から令和5年度の3年間)の給付費及び保健福祉事業費等に係る支出見込額は、約 555 億 9 千万円で、第1号被保険者の保険料、支払基金交付金(第2号被保険者の保険料)、公費負担等の収入見込は約 561 億 6 千万円であり、差引で約 5 億 7 千万円の剰余金が生じる見込みであることから、これを介護給付費準備基金に積み立てる予定です。

令和3年度～令和5年度の費用見込額合計

【歳入】

調 整 交付金	保険者機能強化推進交付金等	負担金等 (国・県・市)	支払基金 交 付 金 (第2号保険料)	第1号保険料
約 28 億 2 千万円	約 1 億 9 千万円	約 257 億 5 千万円	約 146 億 9 千万円	約 127 億 1 千万円

【歳出】

標準給付費	地域支援事業 給付費	保健福祉 事業費	介護給付費準備基金積立金
約 533 億 4 千万円	約 21 億 3 千万円	約 1 億 2 千万円	約 5 億 7 千万円

2 令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の所得段階別保険料額

第1号被保険者(65 歳以上の人)の保険料は、課税状況や所得状況に応じて下表のとおりとなっています。

〔令和3年度から令和5年度〕

所得段階	対 象 者	第1号被保険者の介護保険料	
		割合	年額
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人及び生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.30	23,400 円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額×0.50	39,000 円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人	基準額×0.65	50,600 円
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.90	70,100 円
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える人	基準額×1.00	77,900 円
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.15	89,600 円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	97,400 円
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額×1.50	116,900 円
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.75	136,300 円
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の人	基準額×1.80	140,200 円
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 700 万円以上の人	基準額×1.85	144,100 円

※ 各段階の年額は基準月額に各段階の割合を乗じ、100 円未満を四捨五入して算出。

※ 第 7 期より引き続き、第 8 期においても公費による低所得者の保険料軽減を実施し、第 1 段階については、基準額に対する割合 0.45 の 35,100 円を 0.3 の 23,400 円に、第 2 段階については、0.65 の 50,600 円を 0.5 の 39,000 円に、第 3 段階については、0.7 の 54,500 円を 0.65 の 50,600 円としました。

3 第9期介護保険事業計画における給付費の見込み

次の表は、令和6年度から令和8年度までのサービスごとの利用量(日数、回数等)の推計値に、令和6年度からの介護報酬額の改定値を踏まえて算出した各サービス給付費推計です。

[介護サービス(61 頁)・介護予防サービス給付費(62 頁)推計]

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス	6,524,847	6,693,606	6,864,313
訪問介護	1,284,835	1,325,143	1,362,366
訪問入浴介護	92,103	96,977	99,389
訪問看護	376,839	388,273	398,545
訪問リハビリテーション	72,346	74,495	77,042
居宅療養管理指導	52,245	53,769	55,348
通所介護	2,267,509	2,311,097	2,365,906
通所リハビリテーション	442,656	451,247	462,337
短期入所生活介護	914,090	945,402	972,750
短期入所療養介護(老健)	65,235	66,377	69,201
短期入所療養介護(病院等)	15,141	15,160	15,160
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	683,769	701,682	720,348
特定福祉用具購入費	20,732	20,732	21,558
住宅改修費	84,757	88,190	89,301
特定施設入居者生活介護	152,590	155,062	155,062
(2) 地域密着型サービス	3,912,494	4,063,811	4,360,349
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	152,272	156,017	234,927
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	525,844	536,501	550,290
認知症対応型通所介護	359,096	371,111	380,661
小規模多機能型居宅介護	666,018	689,432	703,248
認知症対応型共同生活介護	1,446,049	1,470,684	1,591,824
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	477,965	538,145	593,749
看護小規模多機能型居宅介護	285,250	301,921	305,650
(3) 施設サービス	6,562,015	6,623,421	6,623,421
介護老人福祉施設	3,419,268	3,476,697	3,476,697
介護老人保健施設	2,136,467	2,139,171	2,139,171
介護医療院	1,006,280	1,007,553	1,007,553
介護療養型医療施設			
(4) 居宅介護支援	1,006,994	1,027,847	1,052,187
合計	18,006,350	18,408,685	18,900,270

〔居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス給付費の推計〕

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス	6,381,007	6,544,905	6,711,011
訪問介護	1,284,835	1,325,143	1,362,366
訪問入浴介護	92,103	96,977	99,389
訪問看護	360,315	371,115	380,774
訪問リハビリテーション	67,686	69,664	71,844
居宅療養管理指導	50,624	52,039	53,618
通所介護	2,267,509	2,311,097	2,365,906
通所リハビリテーション	426,165	434,483	444,844
短期入所生活介護	906,816	937,585	964,933
短期入所療養介護(老健)	65,235	66,377	69,201
短期入所療養介護(病院等)	15,141	15,160	15,160
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	628,007	643,987	661,137
特定福祉用具購入費	16,172	16,172	16,733
住宅改修費	51,385	53,625	53,625
特定施設入居者生活介護	149,014	151,481	151,481
(2) 地域密着型サービス	3,900,797	4,051,462	4,348,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	152,272	156,017	234,927
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	525,844	536,501	550,290
認知症対応型通所介護	355,439	367,449	376,999
小規模多機能型居宅介護	657,978	680,745	694,561
認知症対応型共同生活介護	1,446,049	1,470,684	1,591,824
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	477,965	538,145	593,749
看護小規模多機能型居宅介護	285,250	301,921	305,650
(3) 施設サービス	6,562,015	6,623,421	6,623,421
介護老人福祉施設	3,419,268	3,476,697	3,476,697
介護老人保健施設	2,136,467	2,139,171	2,139,171
介護医療院	1,006,280	1,007,553	1,007,553
介護療養型医療施設			
(4) 居宅介護支援	957,366	976,447	999,408
合計	17,801,185	18,196,235	18,681,840

〔介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費の推計〕

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス	143,840	148,701	153,302
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	16,524	17,158	17,771
介護予防訪問リハビリテーション	4,660	4,831	5,198
介護予防居宅療養管理指導	1,621	1,730	1,730
介護予防通所リハビリテーション	16,491	16,764	17,493
介護予防短期入所生活介護	7,274	7,817	7,817
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	55,762	57,695	59,211
特定介護予防福祉用具購入費	4,560	4,560	4,825
介護予防住宅改修	33,372	34,565	35,676
介護予防特定施設入居者生活介護	3,576	3,581	3,581
(2) 地域密着型介護予防サービス	11,697	12,349	12,349
介護予防認知症対応型通所介護	3,657	3,662	3,662
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,040	8,687	8,687
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	49,628	51,400	52,779
合計	205,165	212,450	218,430

4 保険料算定給付費

保険料算定給付費は、費用額から利用料の1割(一定以上所得者は2割または3割)負担分及び施設居住費・食費の本人負担分を除いた金額で、保険者がサービス事業者等に実際に支払う金額です。第1号被保険者の保険料は、令和6年度から8年度までの3年間の標準給付費及び地域支援事業給付費の合算額を基に算出します。

〔保険料算定給付費〕

(単位:千円)

	合計	第9期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	58,062,167	18,904,409	19,324,070	19,833,688
総給付費	55,315,305	18,006,350	18,408,685	18,900,270
特定入所者介護サービス費等給付額	1,157,593	378,456	385,769	393,368
高額介護サービス費等給付額	1,344,265	439,435	448,002	456,828
高額医療合算介護サービス費等給付額	182,802	59,815	60,894	62,093
算定対象審査支払手数料	62,202	20,353	20,720	21,128
地域支援事業給付費見込額	2,350,758	783,565	783,596	783,596
内 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,189,818	396,585	396,616	396,616
保険料算定対象給付額	60,412,925	19,687,974	20,107,666	20,617,284

5 第1号被保険者の保険料の算出

(1) 保険料負担分相当額

保険料負担分相当額は、第9期(令和6～8年度)の保険料算定給付費の総額に第1号被保険者負担率(23%)を乗じた額となります。

保険料算定給付費 (標準給付費＋地域支援事業給付費) 60,412,925千円	×	第1号被保険者 負担率 23%	=	保険料負担分 相当額 13,894,973千円
---	---	---------------------------	---	-----------------------------------

(2) 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、次の式により算出します。

保険料負担分 相当額 13,894,973千円	+	調整交付金 相当額 2,962,599千円	−	調整交付金 見込額 3,365,689千円	
+	保健福祉事業費 165,000千円	−	保険者機能強化推進交 付金等の交付見込額 135,000千円	−	準備基金 取崩額 735,000千円
				=	保険料収納 必要額 12,786,883千円

(3) 保険料基準額(月額)

保険料基準額(月額)は、次の式により算出します。

保険料収納 必要額 12,786,883千円	÷	予定保険料 収納率 98.5%	÷	所得段階別 加入割合補正後 被保険者数 166,590人	÷	12か月
=	保険料基準額 (月額) 6,494円					

6 第1号被保険者の保険料基準額

保険料基準額は月額が 6,494 円となり、算定した年額保険料について 100 円未満を四捨五入したところ、年額が 77,900 円となります。

今回の保険料の改定では、能登半島地震の被災者等に配慮し、介護給付費準備基金を活用することで第8期保険料の水準を維持しますが、第 10 期計画(令和9年度～)以降においても、引き続き介護給付費の増加が見込まれることから、第 10 期計画での保険料引き上げは必須となります。

(【参考】第 10 期保険料基準額(R9 見込み)85,200 円/年(7,100 円/月))

	基準月額	基準年額
令和6年度～令和8年度 A	6,494 円	77,900 円
令和3年度～令和5年度 B	6,494 円	77,900 円
A - B	0 円	0 円

算定した保険料基準額に基づき、第9期における第1号被保険者(65 歳以上の人)の保険料は、課税状況や所得状況に応じて下表のとおりとします。

〔令和6年度から令和8年度〕

所得段階	対 象 者	第1号被保険者の介護保険料	
		割合	年額
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人及び生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.30	23,400 円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額×0.50	39,000 円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人	基準額×0.65	50,600 円
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.90	70,100 円
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える人	基準額×1.00	77,900 円
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.15	89,600 円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	97,400 円
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額×1.50	116,900 円
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.75	136,300 円
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の人	基準額×1.85	144,100 円
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.95	152,000 円
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の人	基準額×2.05	159,800 円
第13段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 700 万円以上の人	基準額×2.15	167,500 円

※ 各段階の年額は基準月額に各段階の割合を乗じ、100 円未満を四捨五入して算出しています。

※ 第 8 期より引き続き、第 9 期においても公費による低所得者の保険料軽減を実施する。第 1 段階については、基準額に対する割合 0.45 の 35,100 円を 0.3 の 23,400 円に、第 2 段階については、0.65 の 50,600 円を 0.5 の 39,000 円に、第 3 段階については、0.655 の 51,000 円を 0.65 の 50,600 円としました。

※ 合計所得金額とは、年金や給与等の収入から公的年金等控除額、給与所得控除額等を差し引いた額です。事業収入については、必要経費等を差し引いた額です。第 1 段階～第 5 段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から 10 万円を控除した金額を用います。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得については税法上の特別控除額を控除した額を用いることとします。

7 第1号被保険者保険料の軽減等

後期高齢者の増加に伴い、要介護(支援)認定者も増加する傾向にあります。加えて受給率の上昇や重度化への移行もあることから給付費は増大し、ひいては保険料の引き上げとなります。

このため、本市においては負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階設定の考え方から、公費による低所得者の保険料軽減を、国の軽減幅の範囲内で軽減を実施するとともに、以下の市単独の軽減を実施しています。

□ 第2段階の申請による軽減(単独軽減)

第2段階には多様な低所得者層の人が含まれており、一定の所得水準以下の生活困窮者を対象として申請により、保険料を第1段階と同じにします。

対象者の要件	① 本人を含む世帯全員が市民税非課税であること。 ② 本人の前年収入合計額が120万円以下 ^(注) であること。 ③ 市民税課税者に扶養されていないこと。 ④ 市民税課税者と生計を共にしていないこと。 ⑤ 資産等を活用してもなお、生活に困窮している状態。 (注)世帯員2人以上は、1人につき40万円加算。
軽減内容	申請により、全ての要件に合致していれば第2段階の保険料率を第1段階の保険料率まで軽減する。
手続き	軽減に当たっては、被保険者からの申請に基づき、被保険者が上記要件に該当するかを個別に判断した上で、適否を決定する。

※ 災害や生計を維持する人の収入が著しく減少した事由等により、保険料の納付が困難となった場合は、保険料の減免を受けられることがあります。

8 第9期介護保険事業計画期間の収支見込

第9期計画期間(令和6年度から令和8年度の3年間)の給付費等に係る支出見込額は、約 605 億 8 千万円で、第1号被保険者の保険料、支払基金交付金(第2号被保険者の保険料)及び公費負担等の収入見込額も約 605 億 8 千万円です。

なお、介護給付費準備基金のうち、約7億4千万円については、取り崩して第1号保険料の一部に充当します。

令和6年度～令和8年度の費用見込額合計

【歳入】605 億 8 千万円

調整交付金	保険者機能強化推進交付金等	負担金等 (国・県・市)	支払基金交付金 (第2号保険料)	第1号保険料	介護給付費準備基金
約 33 億 7 千万円	約 1 億 4 千万円	約 273 億 5 千万円	約 160 億円	約 129 億 8 千万円	約 7 億 4 千万円

【歳出】605 億 8 千万円

標準給付費	地域支援事業給付費	保健福祉事業費
約 580 億 6 千万円	約 23 億 5 千万円	約 1 億 7 千万円

資料編

高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画の策定経過

介護保険事業の円滑で確実な実施を図るため、介護保険事業の運営に関し、調査審議を行う高岡市の附属機関である、介護保険運営協議会において、計画の審議・検討を行ってきた。

協議会には、介護保険に携わる各界各層の専門家はもとよりサービス事業提供者や市民からの公募委員も加わり、数多くの貴重な意見が出された。

会 議	検 討 事 項
第1回介護保険運営協議会 (令和5年8月 25 日開催) 計画の諮問	○高岡市の高齢者福祉等の状況 ○高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画と他の福祉保健計画との関係 ○国の第9期介護保険事業計画基本指針案の方向性 ○第9期高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画の考え方 ○2040年等の中長期を見据えた視点
第2回介護保険運営協議会 (令和5年10月 24 日開催)	○第9期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における高齢者人口等の推計および重点事業について ○第9期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画構成(案)について
第3回介護保険運営協議会 (令和5年12月 20 日開催)	○第9期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～8年度)【素案】 ・概要について ・素案について ○介護サービス整備の考え方について
パブリックコメントの実施	・令和6年1月9日(火)～令和6年1月 31 日(水) - 意見計 15 件
第4回介護保険運営協議会 (令和6年2月 16 日開催)	○高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)(案)について ・高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画(素案)に対するご意見と対応について ・介護保険料について
計画答申 (令和 6 年 2 月 28 日)	・介護運営協議会より計画答申(代表して炭谷会長)

高岡市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略:順不同)

区分	氏名	役職等
学識経験者	炭 谷 靖 子	富山福祉短期大学元学長
	金 岡 克 文	高岡法科大学教授
医師	吉 田 耕 司 郎	高岡市医師会理事
	石 多 謙 一	高岡市歯科医師会公衆衛生理事
保健・医療・ 福祉関係者	松 倉 知 晴 垣内 孝子～ R5.8.24	富山県高岡厚生センター所長
	山 本 睦 男	高岡市連合自治会理事
	米 澤 陽 子	地域女性ネット高岡会長
	上 見 弘 昭	(福)高岡市社会福祉協議会常務理事・事務局長
	宮 崎 眞 紀 子	高岡市民生委員児童委員協議会副会長
	梶 護	高岡市老人クラブ連合会理事
	河 合 博 子	高岡市ボランティア連絡協議会会長
	三 浦 功 桑山 比呂志～R5.12.19	連合富山高岡地域協議会事務局次長
介護保険サービス提供事業者	向 井 文 雄	高岡市介護サービス事業者連絡協議会会長
	松 井 宏 野村 幸伸～ R5.8.24	高岡市内特別養護老人ホーム連絡協議会会長
	石 田 学 茂古沼 江里～ R5.2.27	高岡市介護支援事業者部会部会長
	坪 内 理 香	高岡市介護支援事業者部会副部会長
公募委員	加 藤 洋 子	公募委員
	堀 井 隆 子	公募委員
	松 岡 典 代	公募委員
	山 吉 章	公募委員

任期 R3.8.23～R6.3.31

用語解説

ア行

あっかり福祉推進モデル事業

地域ごとの福祉課題をテーマに、住民同士が話し合い、地域に応じた事業を住民が主体となって立ち上げることを支援するものです。市から高岡市社会福祉協議会への委託事業であり、令和4年度から国吉、二塚地区で、令和5年度から博労地区で実施しています。

e スポーツ

エレクトロニック・スポーツ（electronic sports）の略称で、コンピューターゲームやテレビゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

一般介護予防事業

第1号被保険者のすべての人（元気な高齢者）を対象にした、生活機能の維持または向上を図るための事業です。

カ行

介護給付費準備基金

介護保険制度の健全かつ円滑な財政運営を図り、保険給付の費用に不足が生じたときの財源に充てるために設置している基金で、介護保険財政の決算に剰余金が出た場合は、この基金に積み立てています。

介護サービス相談員

介護サービス提供の場を訪問し、サービス利用者の話し相手となり、日常生活等の相談に応じたり、サービスの現状把握や観察などの活動を行います。相談内容に応じて、サービス提供事業所や関係機関への「橋渡し」を行います。

介護支援事業者部会

高岡市内の指定居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターからなる団体組織のことを指します。自立支援を目指すケアマネジメントが実践できるよう研修会等を行い、専門的技能の研鑽・資質の向上を図っています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じて、要介護者等の希望や心身の状況等にあった適切な居宅サービスや施設サービスが利用できるよう、自立支援を目的にケアプランを作成します。また、市町村、居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整を行います。

介護認定審査会

介護保険における要介護度を公正に判定するための審査機関です。医療、保健、福祉の学識経験者から構成され、介護の必要性や程度について審査を行います。

介護予防ケアマネジメント

要支援者等が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況や置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うことです。

介護予防サービス

要支援者が受けることができる介護サービスです。受けられるサービスは要介護者と比べると一定の制約があり、よりリハビリテーションを重視したものになります。また、施設サービスは受けることができません。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つです。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等を効果的かつ効率的に支援することを目指すものです。

要支援者等を対象として、必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、心身の状態に関係なく全ての高齢者を対象として介護予防を行う一般介護予防事業の二つからなります。

介護予防・生活支援サービス事業

要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた 65 歳以上の総合事業対象者、要支援者を対象とし、生活機能の維持

または向上を図るための事業です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定を目的として、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査します。

介護連絡帳

利用者や家族、介護保険サービス事業者間が相互に連携を図り、サービス利用者の心身の状況を的確に把握し、よりよいサービスの提供に資することを目的として作成しています。

通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所をいいます。

基本チェックリスト

高齢者の生活の状況や運動器の機能、栄養状況などに関する 25 項目からなる質問により、生活機能の状態を判定するものです。

居宅介護支援

居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サ

ービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行うことです。

ケアネット

健康や生活に不安のある人、介護・子育てに悩んでいる人、孤独を感じている人、孤立している人などを、地域の住民が2～3人のチームをつくり行う支援です。

ケアプラン

介護を必要とする利用者やその家族の状況や希望をふまえ、自身に合ったサービスを受けられるよう方向性をまとめた計画書のことです。ケアマネジャーが作成します。要介護者や要支援者が介護保険サービスを利用したい時に必要となります。

ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で、これまで紙やFAX等でやり取りされていたケアプランをオンラインでできる仕組みのことです。

健康寿命

一生涯のうち、健康で自立して生活できる期間のことです。

高額介護サービス

介護サービス費の負担額が高額になった場合に、一定の自己負担額を超えた分を支給し、負担を軽くするサービスです。

高額医療合算介護サービス

同一世帯の医療費と介護サービス費の負担額が高額になった場合に、一定の自己負担額を超えた分を支給し、負担を軽くするサービスです。

高齢者虐待

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為をいい、高齢者の基本的人権を侵害し、心や身体に深い傷を負わせるようなものであり、身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待や介護を著しく怠ること(ネグレクト)等をいいます。

呉西地区成年後見センター

呉西6市(高岡市・射水市・氷見市・砺波市・小矢部市・南砺市)が共同で高岡市社会福祉協議会に設置したセンターです。成年後見制度に関する相談や利用の支援、市民後見人の養成やバンクの運営、家庭裁判所から依頼があった際には、法人後見業務を行っています。

サ行

財政安定化基金

見込み以上に保険料収納率が低下したり、給付費が増大することによって、介護保険財政が悪化し、赤字が出ることとなった場合に、市町村に対して資金交付や資金貸付を行うことを目的に、都道府県に設置されている基金です。

在宅医療・介護連携推進協議会

医療・介護・障害福祉関係機関、行政機関等で構成されており、医療・介護等の連携の一層の推進のため、在宅医療・介護等の連携の現状把握と課題の抽出を行い、解決策等の検討や実施後の評価を行います。

支払基金

社会保険診療報酬支払基金のことです。第2号被保険者の保険料は、支払基金が各医療保険者から納付金を徴収し、各市町村へ介護給付費に充てるための交付金として交付されます。

市民後見人バンク

市民養成講座を受講し、第三者の後見人等になることを希望した人が登録するところです。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。団体福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。

重層的支援体制整備事業

介護、障がい、子育て、生活困窮等、分野別の相談体制では解決に結びつかないような「困りごと」に対応するため、市全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施

することで、包括的な支援体制を整備する事業です。

自立支援型地域ケア会議

市や地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種を交えて、運動機能等が低下し、日常生活における家事等に支援が必要となった高齢者に対して再び自分でできるようになるための機能訓練や生活援助等についての検討等を行うことで、個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力を高めることを目的とした会議です。

シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域毎に1つずつ設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益社団法人です。高齢者が仕事を通じて社会参加することによって、自らの健康や生きがいの充実を図り、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

審査支払手数料

介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払事務を国民健康保険団体連合会へ委託し、審査・支払に要する手数料を支払うものです。

人生会議(ACP)

将来の変化に備え、将来の医療及び介護について、本人を主体に、そのご家族や近

しい人、医療・介護職員等が、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みの事です。

生活援助員(シルバーハウジング)

シルバーハウジングの居住者に対し、安いかつ快適な生活を営むことができるように、必要に応じて、生活指導、生活相談、安否確認、日常生活上の援助、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行う人です。

生活支援コーディネーター

地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために「人と人」、「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行う人です。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活での様々な契約などを支援していく制度です。後見人等が利用者本人に代わって契約を行うなど、本人を保護し、援助するものです。

総合事業対象者

基本チェックリストで把握された要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者のことです。

双方向型見守り・避難情報等配信サービス

防災情報メールや各種SNSで配信する避

難情報を自ら入手しづらい高齢者が、家族等と双方向でのコミュニケーションが可能な見守り及び避難情報等を迅速・正確に伝達するためのサービスです。

夕行

第1号被保険者

65歳以上の高齢者の人です。介護や日常生活の支援が必要となった場合には、市町村の要介護認定を受けて、介護保険のサービスを利用できます。

第2号被保険者

40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人です。老化が原因とされる病気により、介護や日常生活支援が必要となった場合には、市町村の要介護認定を受けて、介護保険のサービスを利用できます。

高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業

認知症の人が行方不明となった際に、早期発見、保護につなげるための事業。家族等が当該緊急ダイヤルに電話連絡することで、事前に登録された協力団体等に、認知症の方の情報と搜索の協力依頼がメールで配信されます。

高岡市食生活改善推進協議会

高岡市が実施する「食生活改善推進員養成講座」を修了後、市民の健康の保持増進や生活習慣病予防を推進するために、正しい

食生活の普及を図り、「食育」の輪を家庭・地域に広げていくことを目的として、健康づくりのボランティア活動を行っています。

多職種連携支援システム

在宅医療・介護を切れ目なく提供するため、パソコン・タブレット等を用いて、医療・介護・障害等の多職種間におけるリアルタイムな情報共有が可能となるシステムです。

地域ケア個別課題会議

地域包括支援センター等において、医療、介護等の多職種や民生委員等による個別事例の検討等を行い、支援が必要な高齢者の有効な支援策を検討し、個別課題の解決を図るとともに、地域課題の把握を目的とする会議です。

地域包括ケアシステム

2025 年(令和7年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供できる体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進するものです。

地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行う会議です。

地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が提供する、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

地域ケア会議

地域ケア会議は、多職種の専門的視点を交えてケアマネジメントの質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるものとして、地域包括支援センターで開催しています。地域ケア会議の推進により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備が同時に図られることになるため、地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた重要なツールと位置づけられています。

地域支援事業

平成 18 年4月から実施された事業で、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を行うことが出来るよう支援するものです。

市町村が主体となって、①介護予防事業、②地域包括支援センターの運営や在宅医療・

介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を行う包括的支援事業、③介護給付の適正化や家族介護者への支援などといった任意事業を実施します。

地域包括支援センター

地域包括ケアシステムの中核機関として、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、医療、介護、予防、生活支援など様々な面から高齢者の皆さんやご家族を支えています。

地域密着型サービス

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増えることを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、日常生活圏域でサービスの利用や提供を受けられるように、介護保険サービスとして提供するものです。

調整交付金

介護保険財政における市町村間の財政力の格差を調整するための、国からの交付金です。

特定健康診査

40歳から74歳の方を対象としたメタボリックシンドロームに着眼した健診です。

特定入所者介護サービス

低所得の方が介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したときに、所得に応じて居住費(滞在費)と食事の自己負

担に上限が設けられ、負担が軽くなるサービスです。

ナ行

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して生活圏域を定めることとされています。

認知症

一度獲得された知能が何らかの原因により損傷され、知能を中心とする精神機能が低下し、そのために日常生活に支障をきたした状態をいいます。

認知症カフェ

認知症の人やご家族等が気軽に交流や情報交換ができる場です。また、医療・介護の専門職に相談ができる場所です。

認知症ケアパス

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、サービス提供の流れをわかりやすく示したものです。

認知症サポーター

認知症を理解し、認知症の方を支援する活動を行う住民等です。

認知症疾患医療センター

認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として県の指定を受けた医療機関で、認知症の鑑別診断、身体合併症と周辺症状への対応、専門医療相談等を行っています。

認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する支援チームを指します。

認知症地域支援推進員

認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務を行います。

認知症の方の日常生活自立度

認知症で見られる症状・行動に基づき、「Ⅰランク」、「Ⅱランク」、「Ⅲランク」、「Ⅳランク」、「Ⅴランク」の5段階に設定されています。これは、介護保険の要介護認定を行う際の参考の一つとされており、「日常生活に支障を来すような症状・行動」や意思疎通の

困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」状態である日常生活自立度Ⅱ以上であれば、概ね認知症と判定されます。

認知症バリアフリー

認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために生活のあらゆる場面での障壁を減らしていくことです。

八行

8050問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のことを指します。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を指します。

避難確保計画

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項(防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、自衛水防組織の業務(※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)、利用者の円滑かつ迅速な避難の確

保を図るために必要な措置)に関する事項を
定めた計画です。

福祉避難所

障がいの程度や心身の健康状態などから
考慮して、避難所生活が困難と判断した場
合に、必要性の高い方から優先的に移送す
る二次的な避難所のことをいいます。

マ行

民生委員

民生委員法に基づく厚生労働大臣の委嘱
を受け、社会福祉増進のための諸活動に携
わります。地域住民が抱える悩みや問題の相
談相手となるほか、福祉に関する制度やサー
ビスの内容を地域住民にお知らせしたり、必
要なサービスが受けられるよう、行政や関係
機関とのパイプ役になるなどの活動を行っ
ています。

ヤ行

要支援・要介護認定

市町村は、介護保険法に基づく各種サー
ビスを利用し保険給付を受けるための認定
申請を受け、認定調査員を派遣して高齢者
の心身の状況の調査票を作成し、主治医の
意見書とともに認定審査会に諮り、介護の
状態区分を決定します。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時
特に配慮を要する方を指します。

高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画（令和6～8年）

令和6年 3 月発行

〒933-8601 高岡市広小路 7-50

高岡市福祉保健部高齢介護課

電話 0766-20-1334

FAX 0766-20-1364